

令和7(2025)年度

業務概要

[令和6(2024)年度の実績]

栃木県中央児童相談所

栃木県県南児童相談所

栃木県県北児童相談所

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、子育てを取り巻く環境は、急激な少子化の進行に加え、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域のこどもを育てる力の低下や子育て家庭の孤立化が進んでいます。

このような中、こどもや家庭に関する問題は、複雑・多様化しており、一つの機関のみで解決することは、これまで以上に難しくなっています。

特に児童虐待は、次代を担う子どもの人権を著しく侵害するとともに、心身の発達、人格の形成に重大な影響を及ぼす行為であり、社会全体で取り組み、解決すべき課題となっています。本県の児童相談所における令和6(2024)年度の虐待対応件数は1,852件で、前年より107件(約6%)増加し、依然として高い水準となっております。

全国的に見ても、近年、児童虐待相談件数が急増しており、相談内容も深刻な事例が数多く見られています。

このような状況から一層の児童虐待防止対策の強化とともに、児童への処遇や支援の質の強化を図るため、令和6(2024)年4月に児童福祉法等が改正され、措置等に関する子どもの意見聴取等の実施や一時保護所の設備・運営基準に沿った改革、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が行われました。

県におきましても、法改正の趣旨に則り、児童相談所の体制・専門性の強化や一時保護改革に取り組んで参ります。

児童相談所におきましては引き続き、児童福祉の専門機関として、児童虐待をはじめとする諸課題に迅速かつ適切な対応ができるよう職員の資質向上や組織体制の強化を図って参ります。

また、市町や児童福祉施設等の関係機関との連携を一層密にし、援助を必要とする子どもとその家庭に対する相談援助活動を更に充実して参りたいと考えておりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この業務概要は、栃木県内3か所の児童相談所における令和6(2024)年度の業務実績をまとめたものです。児童相談所業務のより一層の御理解と子どもと家庭の支援に関する参考資料として御活用いただければ幸いです。

令和7(2025)年7月

栃木県中央児童相談所長

栃木県県南児童相談所長

栃木県県北児童相談所長

目 次

第1章 児童相談所の概況

1	児童相談所	1
2	沿革	1
3	業務内容	3
4	相談内容	4
5	相談業務の流れ	5
6	機構	6
7	所在地及び管轄区域	7
8	市町別人口等一覧	8

第2章 児童相談所の業務実施状況

1	令和6(2024)年度の相談受付状況	9
(1)	新規相談受付件数	9
(2)	経路別・男女別受付状況	10
(3)	年齢別・相談種別受付状況	11
(4)	相談種別受付状況	12
(5)	年度別相談件数の推移	13
(6)	年度別・児童相談所別・相談種別受付状況	14
(7)	年齢別受付構成の推移	15
(8)	児童相談所別・市町別相談受付状況	16
ア	中央児童相談所	16
イ	県南児童相談所	16
ウ	県北児童相談所	17
(9)	虐待相談受付状況	17
(10)	市町別虐待相談受付件数	18
2	相談対応状況	19
(1)	援助の種類	19
ア	在宅指導等	19
イ	児童福祉施設入所（通所）措置、指定医療機関委託	20
ウ	里親、小規模住居型児童養育事業委託	20
エ	児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）	20
オ	福祉事務所送致等	20
カ	家庭裁判所送致	20
キ	市町村送致	21
(2)	相談種別対応状況	22
(3)	養護相談対応状況	23
(4)	養護相談における受付・対応の状況	24

ア 養護相談年齢別受付構成の年度別推移	24
イ 児童虐待に関する相談対応件数	25
ウ 児童相談所別・市町別・虐待種別相談対応状況(児童相談所対応分)	27
(5) 非行相談における受付・対応の状況	29
ア 非行相談の年度別受付推移	29
イ 経路別受付状況の推移	29
ウ 非行内容の年度別受付推移	30
エ 非行相談の男女別対応件数	30
3 判定業務状況	31
(1) 診断及び心理療法・カウンセリング等の状況	31
(2) 相談種別心理診断受付状況	33
(3) 通所指導	34
ア 個別通所指導	34
イ グループ指導	34
(4) 判定書・証明書等交付状況	35
(5) 1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況	35
(6) 療育手帳取扱状況	36
ア 中央児童相談所	36
イ 県南児童相談所	37
ウ 県北児童相談所	37
(7) 家族支援事業の実施状況	38
ア 外部委託	38
イ 家族支援研修	39
(8) 被虐待児フォローアップ事業	40
4 電話相談	41
(1) 電話相談種別受付状況	41
(2) 電話相談種別年齢区分別受付状況	42
(3) 電話相談者別受付状況	43
5 里親登録と委託児童の状況	44
(1) 里親委託の推移	44
(2) 管轄児童相談所別里親委託状況	45
(3) 市町別里親委託状況	47
6 児童福祉施設等入退所状況	48
(1) 児童福祉施設等入退所状況	48
(2) 児童福祉施設等入所状況	49

7 その他の業務	50
(1) 施設巡回相談	50
(2) 施設処遇援助事業	50
(3) 関係機関との連携	51
ア 社会福祉援助技術現場実習生の受入れ	51
イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ	51
(4) 市町支援事業	52
(5) 協力体制整備事業	52
(6) 虐待ホットライン整備事業	53

第3章 一時保護業務の実施状況

1 一時保護	54
(1) 年度別一時保護所入所児童数	54
(2) 月別一時保護所入所児童数	54
(3) 児童相談所別一時保護所入所児童数	55
(4) 一時保護専用施設入退所状況	55
ア きずな	55
イ 養徳園	56
(5) 一時保護所入所状況（年度別・相談種別）	57
ア 養護	57
イ 養護のうち主訴が虐待であったもの（再掲）	57
ウ 非行	57
エ 育成	57
(6) 一時保護所退所状況（年度別・相談種別）	58
2 委託一時保護	59

第1章 児童相談所の概況

1 児童相談所

児童相談所は、児童の福祉に関する事項について専門的機能を有し、児童福祉行政の中核的役割を果たす機関として児童福祉法第12条及び第59条の4に基づき都道府県及び政令指定都市が設置することになっている。栃木県には、中央・県南・県北の3つの児童相談所が設けられている。

2 沿革

児童相談所は、児童に関する診断治療機能及び児童福祉法上の行政機能並びに児童の一時保護機能を持つ機関であり、その沿革は次のとおりである。

(1) 中央児童相談所

- 昭和23年4月 栃木県児童相談所を宇都宮市戸祭町、養護施設下野三楽園の家庭寮の一棟を借りて開設する。
- 7月 庁舎を宇都宮市西原2569番地、元陸軍40部隊の兵舎内に設ける。
- 11月 40部隊の兵舎内の旧武道場を模様替えして事務所とする。
- 昭和24年3月 女子保護室及び遊戯室を建設する。
- 昭和25年4月 児童福祉司は県児童課所属のまま地区駐在とする。
- 昭和27年3月 特別保護室を建設する。
- 7月 児童福祉司は、児童相談所所属とし、地方事務所兼務とする。
- 昭和28年4月 児童相談所内に係制を敷き、庶務係及び保護相談係を設置する。
- 昭和33年4月 課制を敷き、相談調査課、判定指導課、一時保護課を設置する。
- 昭和38年3月 本館を新築する。
- 昭和40年2月 一時保護所を新築する。
- 昭和41年4月 県北児童相談所の新設により、名称を中央児童相談所とする。
- 昭和42年4月 庶務課を新設し、4課制とする。
- 昭和43年4月 所長補佐を置き、庶務課長が兼務する。
- 昭和44年12月 下都賀及び安蘇福祉事務所勤務の児童福祉司各1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和46年4月 河内福祉事務所勤務の児童福祉司1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和47年4月 安蘇福祉事務所勤務の児童福祉司1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和48年4月 県南児童相談所の新設により、現行の管轄区域とする。
- 児童福祉司の福祉事務所兼務制を解き、全員児童相談所勤務とする。
- 昭和52年4月 所長補佐を専任とする。
- 昭和56年4月 一時保護課を交替制勤務とする。
- 昭和62年4月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成4年4月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成8年3月 庁舎を宇都宮市野沢町4番1号に新築移転する。
- 4月 庶務課を名称変更し総務課とするとともに、企画指導課を新設する。
- 平成8年7月 テレホン児童相談事業を中央児童相談所に統合するとともに、相談の日時を拡大する。
- 平成10年4月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成11年10月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成15年4月 総務課と企画指導課を統合し、企画管理課とする。
- 〃 虐待ホットライン整備事業を開始する。

- 平成 17 年 4 月 相談調査課に児童虐待対応チームを設置する。
テレホン児童相談の対応日を拡充し、毎日対応とする。
- 平成 22 年 4 月 相談調査課に相談支援第一チーム、相談支援第二チーム、相談支援第三チームを設置する。
- 平成 23 年 3 月 一時保護所を増築し、定員を 18 名から 25 名とする。
- 平成 24 年 4 月 判定指導課に家族支援担当を設置する。
- 平成 30 年 4 月 相談調査課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。また、相談調査課相談支援チームについては、三チーム制から二チーム制とする。
- 令和 2 年 4 月 企画管理課長を専任とし、所長補佐（総括）の兼務を外す。
- 令和 5 年 4 月 児童福祉専門監を配置する。
企画管理課内に社会的養育支援チームを設置する。
- 虐待対応課内に虐待対応第一チームと虐待対応第二チームを設置する。
- 令和 6 年 4 月 虐待対応課に警察官を配置する。

(2) 県南児童相談所

- 昭和 48 年 4 月 栃木県県南児童相談所を栃木市沼和田町 17 番 22 号に開設する。
- 昭和 62 年 4 月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成 4 年 4 月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成 10 年 4 月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成 11 年 10 月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成 17 年 4 月 判定指導課に児童虐待対応チームを設置する。
- 平成 22 年 4 月 庶務相談課を名称変更し管理課とする。
" 判定指導課内に相談支援第一チーム、相談支援第二チーム、判定支援チームを設置する。
- 平成 29 年 7 月 庁舎を新築し、業務を開始する。
- 平成 31 年 4 月 判定指導課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。
- 令和 3 年 4 月 判定指導課に設置していた相談支援第一チーム、相談支援第二チームを分離し、相談調査課として新設する。
- 令和 5 年 4 月 管理課内に社会的養育支援チームを設置する。
虐待対応課内に虐待対応第一チームと虐待対応第二チームを設置する。
- 令和 7 年 4 月 虐待対応課に警察官を配置する。

(3) 県北児童相談所

- 昭和 41 年 4 月 栃木県県北児童相談所を西那須野町（現 那須塩原市）、県立那須農業高等学校（現 県立那須拓陽高等学校）の会議室を借りて開設する。
同月 20 日、西那須野町南町 7 番 20 号に現庁舎落成移転する。
- 昭和 48 年 4 月 児童福祉司の福祉事務所兼務制を解くとともに課制を敷き、庶務相談課、判定指導課を設置する。
- 昭和 62 年 4 月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成 4 年 4 月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成 10 年 4 月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成 11 年 10 月 協力体制整備事業を開始する。

平成 17 年 4 月 判定指導課に児童虐待対応チームを設置する。

平成 22 年 4 月 庶務相談課を名称変更し管理課とする。

“ 判定指導課内に相談支援チーム、判定支援チームを設置する。

令和 2 年 4 月 判定指導課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。

令和 3 年 10 月 庁舎を新築し、業務を開始する。

令和 5 年 4 月 管理課内に社会的養育支援チームを設置する。

判定指導課に設置していた相談支援チームを分離し、相談調査課として新設する。

令和 7 年 4 月 虐待対応課に警察官を配置する。

3 業務内容

児童相談所の主な業務は児童福祉法第 12 条「児童相談所」、第 26 条「児童相談所長の採るべき措置」及び第 27 条「都道府県の採るべき措置」（第 32 条により都道府県知事から児童相談所長に権限が委任されている）に規定されている。

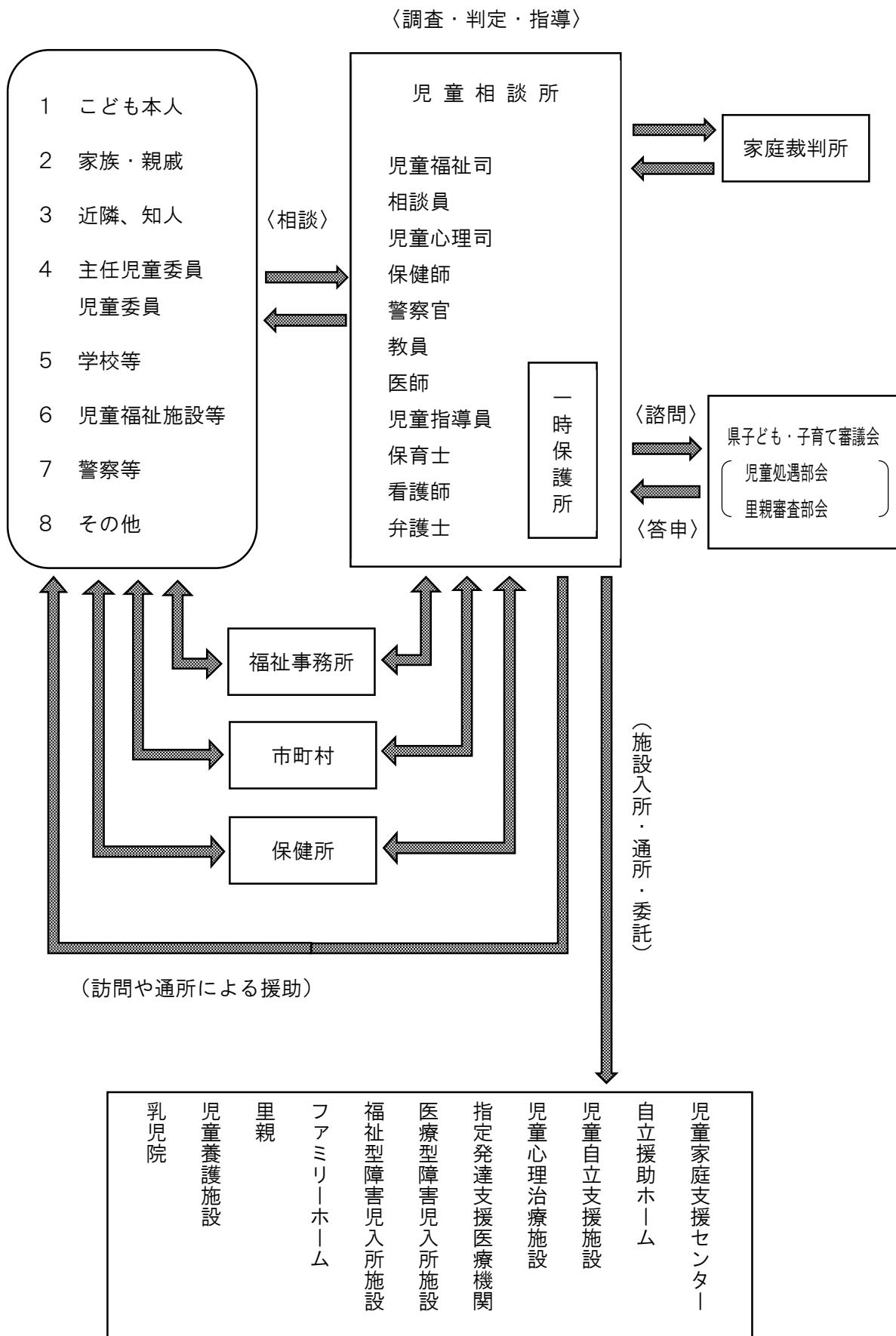
その主な業務内容は、次のとおりである。

- (1) 市町村による児童家庭相談への対応について市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行う。
- (2) こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、自ら又は関係機関を活用し一貫した子どもの援助を行う。
- (3) こども及びその家庭について必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的並びに精神保健上の判定（総合診断）を行い、その改善について必要な指導を行う。
- (4) こどもを里親等に委託し、又は児童福祉施設等に入所させ、あるいは指定医療機関に委託し、その福祉を図る。
- (5) こどもの緊急保護や行動観察、短期入所等が必要な場合に一時保護を行う。

4 相談内容

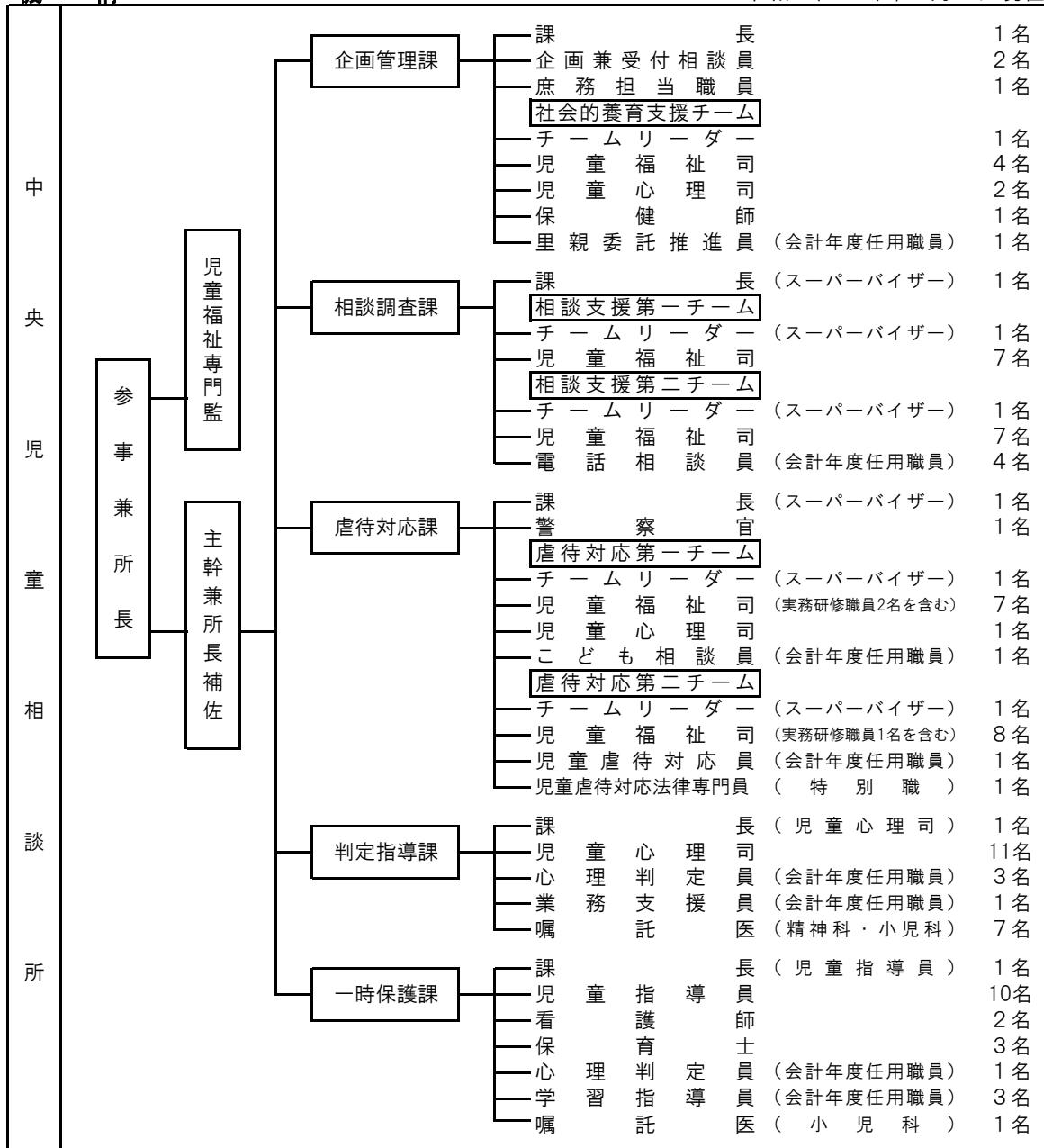
養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害相談	自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
育 成 相 談	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

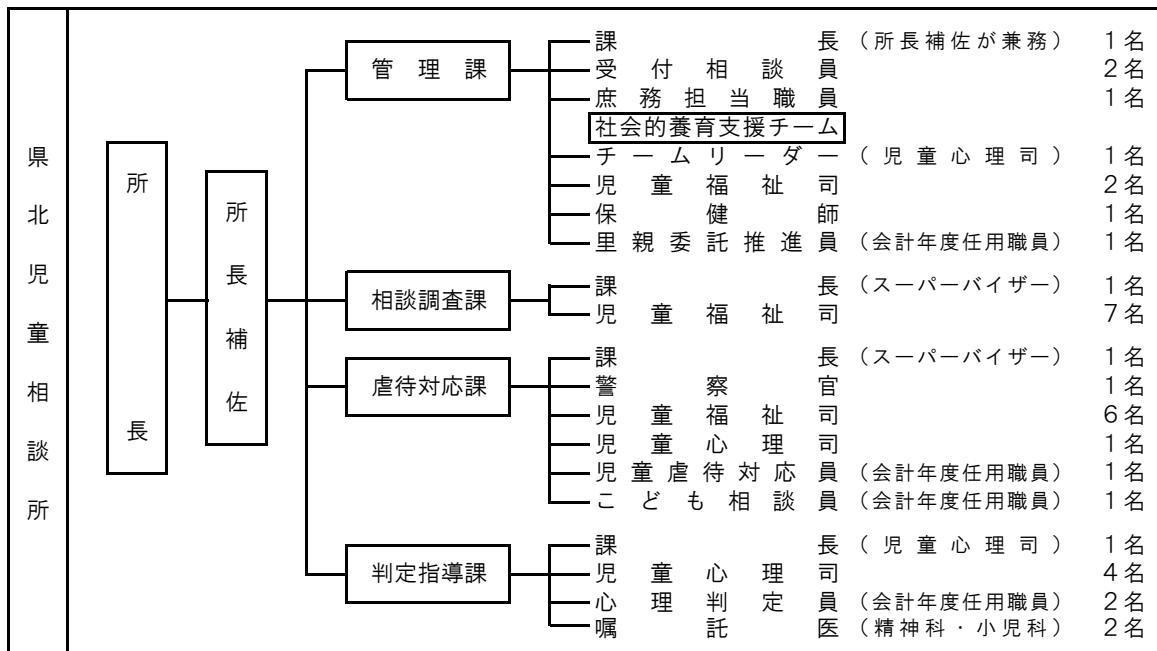
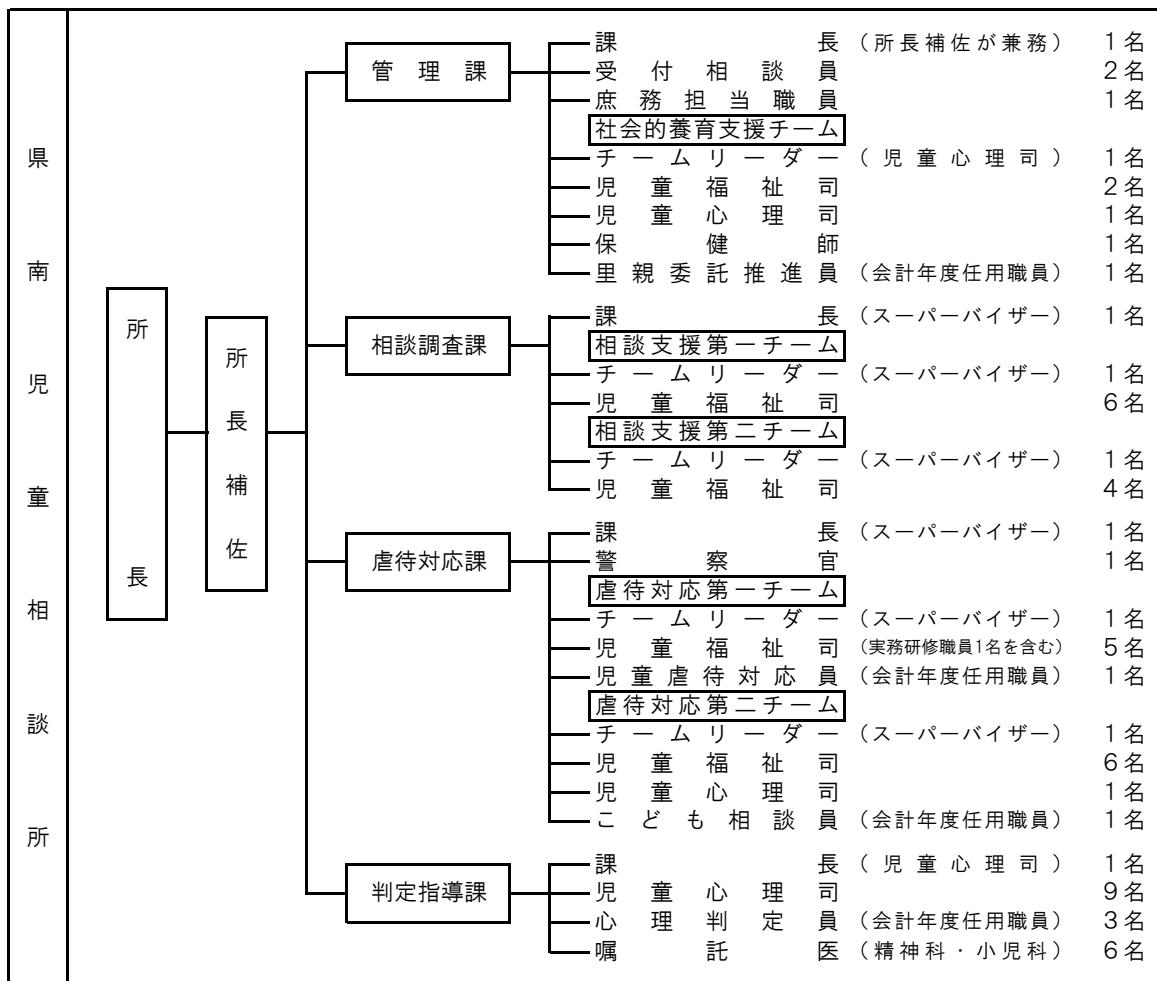
5 相談業務の流れ



6 機構

令和7(2025)年5月1日現在





7 在所在地及び管轄区域

令和7(2025)年5月1日現在

児童相談所	区域
中央児童相談所 (宇都宮市野沢町4-1) TEL 028-665-7830	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南児童相談所 (栃木市沼和田町17-22) TEL 0282-246121	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
県北児童相談所 (那須塩原市南町7-20) TEL 0287-361058	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

8 市町別人口等一覧

市 町 名	面 積 (K m ²)	人 口 (人)	世 带 数	児 童 数 (推 定)	学 校 数			児童・生徒数(人)		
					小学校	中学校	義務教育学校	小学校	中学校	義務教育学校
中央児童相談所	宇都宮市	416.85	513,086	247,955	72,859	71	31	26,608	14,147	
	鹿沼市	490.64	92,429	40,947	12,308	24	10	4,300	2,231	
	日光市	1,449.83	74,845	36,530	7,992	20	14	2,822	1,615	
	真岡市	167.34	78,081	33,550	11,226	14	9	4,021	2,162	
	市計(4市)	2,524.66	758,441	358,982	104,385	129	64	37,751	20,155	
	上三川町	54.39	30,596	12,727	4,560	7	3	1,577	827	
	益子町	89.40	21,246	8,966	2,634	4	3	987	571	
	茂木町	172.69	11,258	4,831	1,027	4	1	368	228	
	市貝町	64.25	11,035	4,585	1,353	3	1	479	268	
	芳賀町	70.16	15,321	6,007	2,283	3	1	808	390	
合計(4市5町)	450.89	89,456	37,116	11,857	21	9		4,219	2,284	
	2,975.55	847,897	396,098	116,242	150	73		41,970	22,439	
県南児童相談所	足利市	177.76	139,117	68,551	16,458	22	12	5,723	3,110	
	栃木市	331.50	152,355	67,981	19,403	29	14	6,907	3,815	
	佐野市	356.04	112,515	53,309	14,623	16	7	2	4,349	2,615
	小山市	171.75	166,805	77,860	24,039	24	10	1	8,112	4,216
	下野市	74.59	59,381	25,806	8,272	8	3	1	2,410	1,270
	市計(5市)	1,111.64	630,173	293,507	82,795	99	46	4	27,501	15,026
	壬生町	61.06	37,987	16,709	5,198	8	2		1,847	1,048
	野木町	30.27	24,849	11,215	3,217	5	2		1,180	562
	町計(2町)	91.33	62,836	27,924	8,415	13	4		3,027	1,610
	合計(5市2町)	1,202.97	693,009	321,431	91,210	112	50	4	30,528	16,636
県北児童相談所	大田原市	354.36	67,482	29,954	9,023	17	8		3,255	1,694
	矢板市	170.46	29,876	13,334	3,557	6	3		1,249	886
	那須塩原市	592.74	115,372	53,115	16,001	17	8	2	5,624	2,916
	さくら市	125.63	43,560	18,670	6,785	6	2		2,446	1,209
	那須烏山市	174.35	23,307	10,249	2,492	5	2		904	545
	市計(5市)	1,417.54	279,597	125,322	37,858	51	23	2	13,478	7,250
	塩谷町	176.06	9,695	4,030	932	3	1		319	198
	高根沢町	70.87	28,711	13,098	3,940	6	2		1,311	709
	那須町	372.34	23,460	10,801	2,214	6	3		840	611
	那珂川町	192.78	13,981	5,789	1,311	3	2		457	277
町計(4町)	812.05	75,847	33,718	8,397	18	8		2,927	1,795	
	合計(5市4町)	2,229.59	355,444	159,040	46,255	69	31	2	16,405	9,045
栃木県総計	6,408.09	1,896,350	876,569	253,707	331	154	6	88,903	48,120	2,431

(注)

- この一覧表の面積は、令和7(2025)年1月1日現在の数値である（出典：全国都道府県市区町村別面積調）。
- (公表単位ごとに小数第三位を四捨五入しているため、都道府県の面積が所属する市区町村の面積の合計と一致しない。)
- 人口及び世帯数は、令和7(2025)年3月末日現在の数値である（出典：住民基本台帳に基づく栃木県の人口及び世帯数）。
- 児童数（推定）は、18歳未満の令和6(2024)年10月1日現在の数値である（出典：栃木県毎月人口調査）。
- 学校数（分校含む）及び児童・生徒数は、令和6(2024)年5月1日現在の数値である（出典：学校基本調査）。

第2章 児童相談所の業務実施状況

1 令和6(2024)年度の相談受付状況

(1) 新規相談受付件数(栃木県総計)

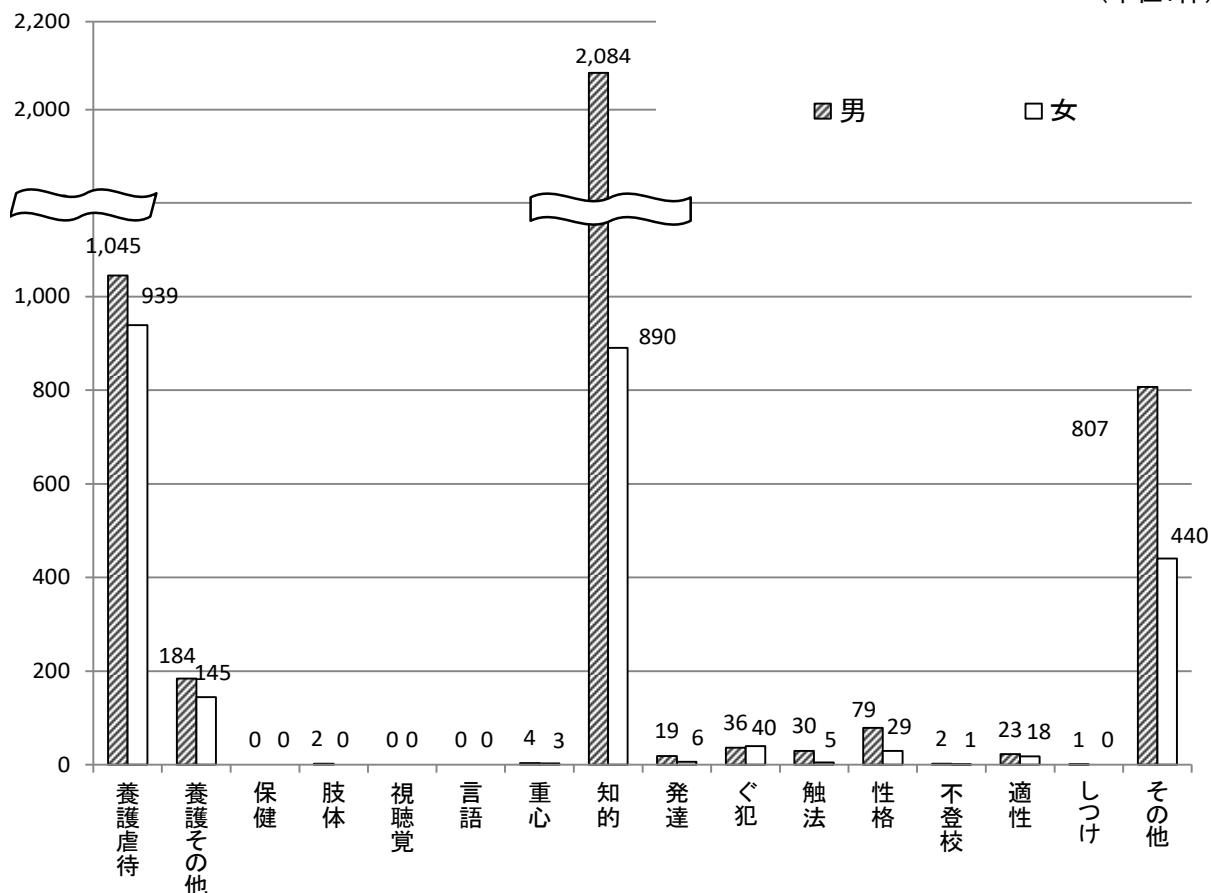
児童相談所における、令和6(2024)年度の電話相談を含まない新規受付件数は各児相合わせて6,832件である。これは、県内全児童数約25万4千人の2.7%、1万人当たり269人の割合で受け付けうことになる。

県内全児童数約25万4千人の児童相談所別比率は中央45.8%（11万6千人）、県南36.0%（9万1千人）、県北18.2%（4万6千人）であり、新規受付件数の児童相談所別比率は中央46.8%（3,195件）、県南33.8%（2,308件）、県北19.4%（1,329件）という状況である。

(単位:件)

相談種別 児相・男女別	養護		保健	肢 体 不 自 由	視 聽 覚 障 害	言 語 發 達	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 為 等	不 登 校	適 性	し つ の 他	計	
	児童虐待相談	その他の相談															
中央	男	526	90		1			1	902	19	12	8	33	1	6	425	2,024
	女	431	65						419	6	22	4	12		1	211	1,171
県南	男	345	52		1			3	779		14	18	26	1	16	190	1,446
	女	361	48					2	308		14	1	8	1	14	105	862
県北	男	174	42						403		10	4	20		1	192	846
	女	147	32					1	163		4		9		3	124	483
男女計	男	1,045	184		2			4	2,084	19	36	30	79	2	23	807	4,316
	女	939	145					3	890	6	40	5	29	1	18	440	2,516
計		1,984	329		2			7	2,974	25	76	35	108	3	41	11,1247	6,832

(単位:件)



(2) 経路別・男女別受付状況（栃木県総計）

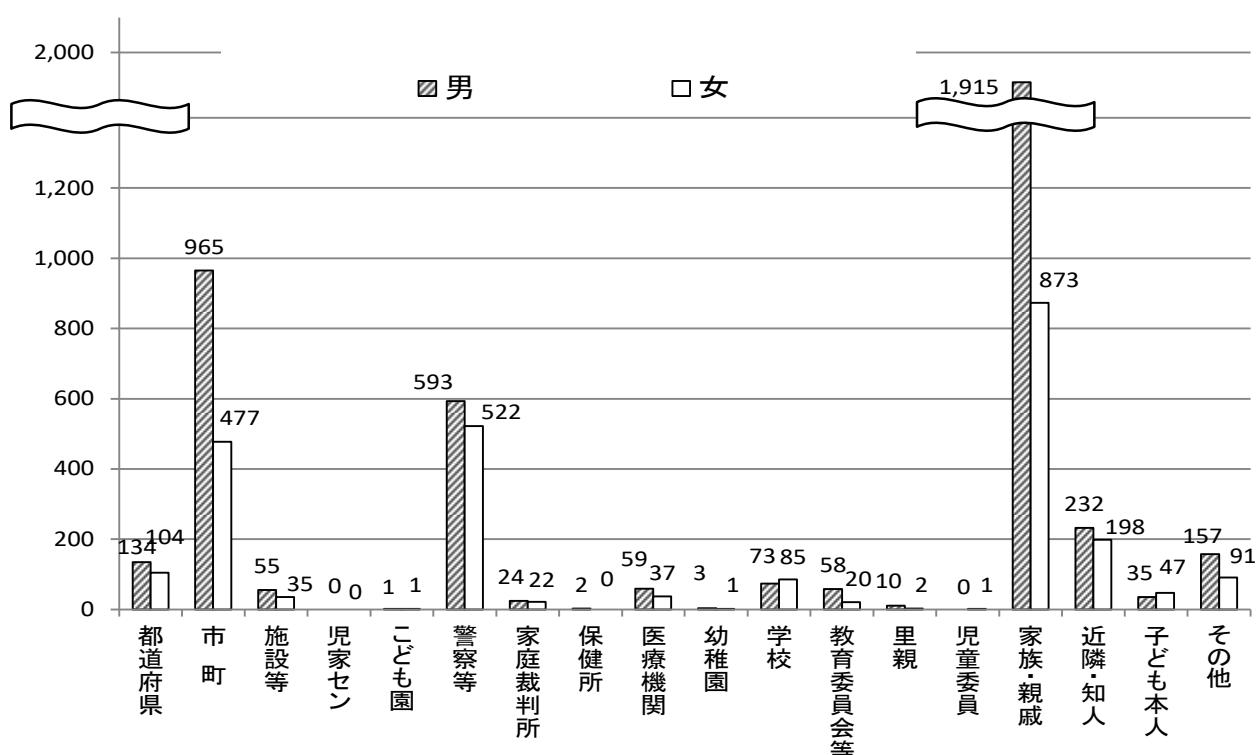
新規相談受付件数6,832件の受付経路別・男女別の相談件数である。経路別では家族・親戚からが最も多く、全体の40.8%を占め、次いで市町からで、全体の21.2%となっている。男女別でみると、男児が女児より多く、63.2%の割合である。

なお、受付経路の「その他」には、ハローワークや鑑別所などが含まれる。

(単位：件)

児 相 分	区	都 道 府 県	市 町	指 定 医 療 機 祉 施 設	児 童 支 援 童 家 庭 セ ン タ ー	こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学 校 等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	子 ど も 本 人	そ の 他	計	
									保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	員 教 会 育 等 委								
中央	男	69	424	23		1	301	6	2	29		25	45	3		907	108	15	66	2,024	
	女	47	219	20		1	236	4		20		42	16	1		415	87	14	49	1,171	
県南	男	51	362	23			188	14		21	3	21	7	3		591	92	13	57	1,446	
	女	40	156	9			198	15		12	1	24	2			1	277	85	18	24	862
県北	男	14	179	9			104	4		9		27	6	4		417	32	7	34	846	
	女	17	102	6			88	3		5		19	2	1		181	26	15	18	483	
男女 計	男	134	965	55		1	593	24	2	59	3	73	58	10		1,915	232	35	157	4,316	
	女	104	477	35		1	522	22		37	1	85	20	2		1	873	198	47	91	2,516
合計		238	1,442	90		2	1,115	46	2	96	4	158	78	12		1	2,788	430	82	248	6,832
構成比 (%)		3.5	21.2	1.3		0.0	16.3	0.7	0.0	1.4	0.1	2.3	1.1	0.2		0.0	40.8	6.3	1.2	3.6	100.0

(単位:件)



(3) 年齢別・相談種別受付状況（栃木県総計）

新規相談受付件数（電話相談を除く）6,832件の年齢別・相談種別の受付状況である。

年齢的には、養護相談や発達の遅れに関する相談が就学に至るまで、非行及び性格行動に関する相談は、問題が生じやすい小学校高学年から中学生に多い。

なお、児童相談所の相談対象年齢は18歳未満となってはいるが、児童福祉施設に入所している場合や、里親に委託されている場合などは、在学期間中の措置延長など18歳以上でも相談の対象となる。

相談種別の「その他」については、療育手帳の記載事項変更や再交付申請、就学や就労のための意見書依頼などがある。

(単位：件)

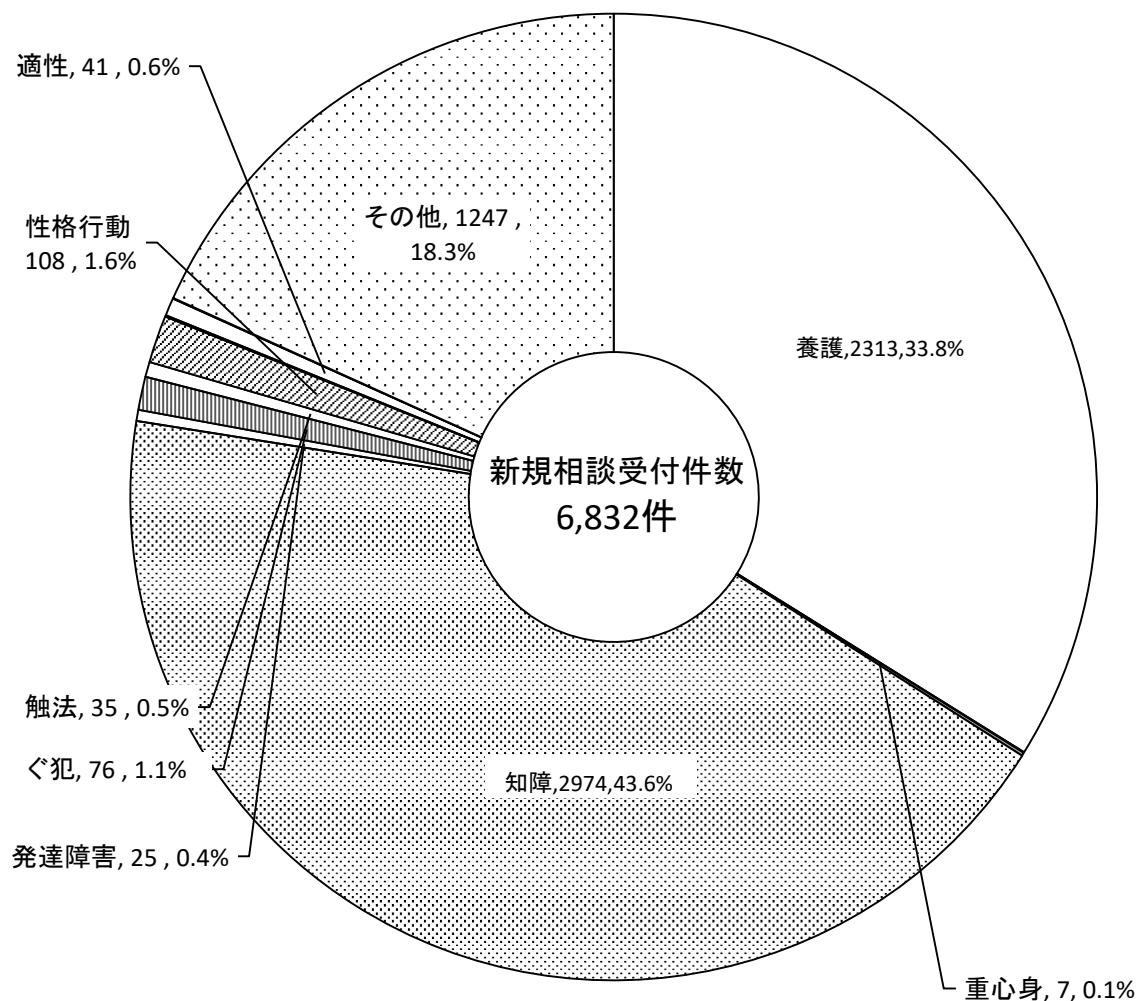
相談種別 年齢	養 護		保 健 相 談	障 害						非 行				育 成				そ の 他	計
	児 童 虐待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 發 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し 育 児 つ 相 け 談				
0 歳	127	23															23	173	
1 歳	109	10						6									13	138	
2 歳	136	9					1	21									20	187	
3 歳	153	11		1				91				1					30	287	
4 歳	123	10					2	100	2						1		21	259	
5 歳	116	10						210	2			2		9		66	415		
6 歳	140	8						148	2			3	1	10		48	360		
7 歳	103	8					1	186	2		2	3				28	333		
8 歳	99	22						127	1			8			1	38	296		
9 歳	102	11					1	199			1	5				47	366		
10 歳	119	16						162	1	2	3	7	1			44	355		
11 歳	107	14						247	3	1	3	5				78	458		
12 歳	118	27						189		4	13	11	1			80	443		
13 歳	108	34		1				260	3	19	9	22				76	532		
14 歳	78	22					2	306	5	11	2	15				103	544		
15 歳	101	26						217	3	15	1	14		5		124	506		
16 歳	84	20						245	1	13		8		11		75	457		
17 歳	61	40						251		11	1	3		5		184	556		
18 歳以上		8						9				1				149	167		
計	1,984	329		2			7	2,974	25	76	35	108	3	41	1	1,247	6,832		
1歳6ヶ月児精神発達精密検査(再掲)																			
3歳児精神発達精密検査(再掲)																			

(4) 相談種別受付状況

次の円グラフは、新規相談受付件数 6,832件の相談種別の受付状況を示したものである。

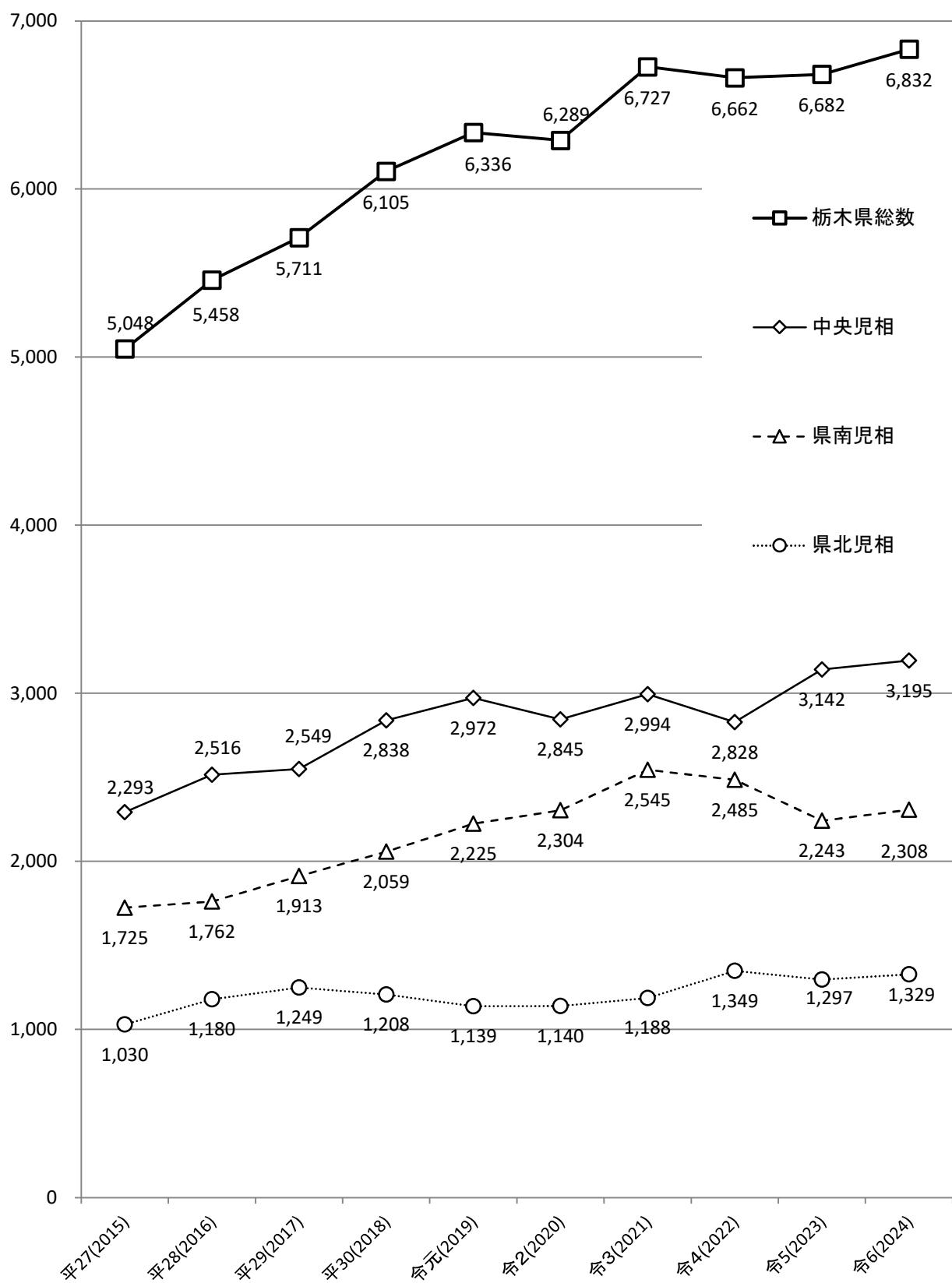
この中では知的障害に関する相談が最も多く、2,974件で全体の43.6%を占めている。続いて養護相談の2,313件（33.8%）、性格行動相談が108件（1.6%）の順となっている。

（単位：件）



(5) 年度別相談件数の推移（平成27(2015)年度～令和6(2024)年度）

次の折れ線グラフは、新規相談受付件数（「電話相談を除く」数値）の10年間の推移を表したものである。



(6) 年度別・児童相談所別・相談種別受付状況

次の表は、新規相談受付件数（「電話相談を除く」の数値）の10年間の推移を表したものである。

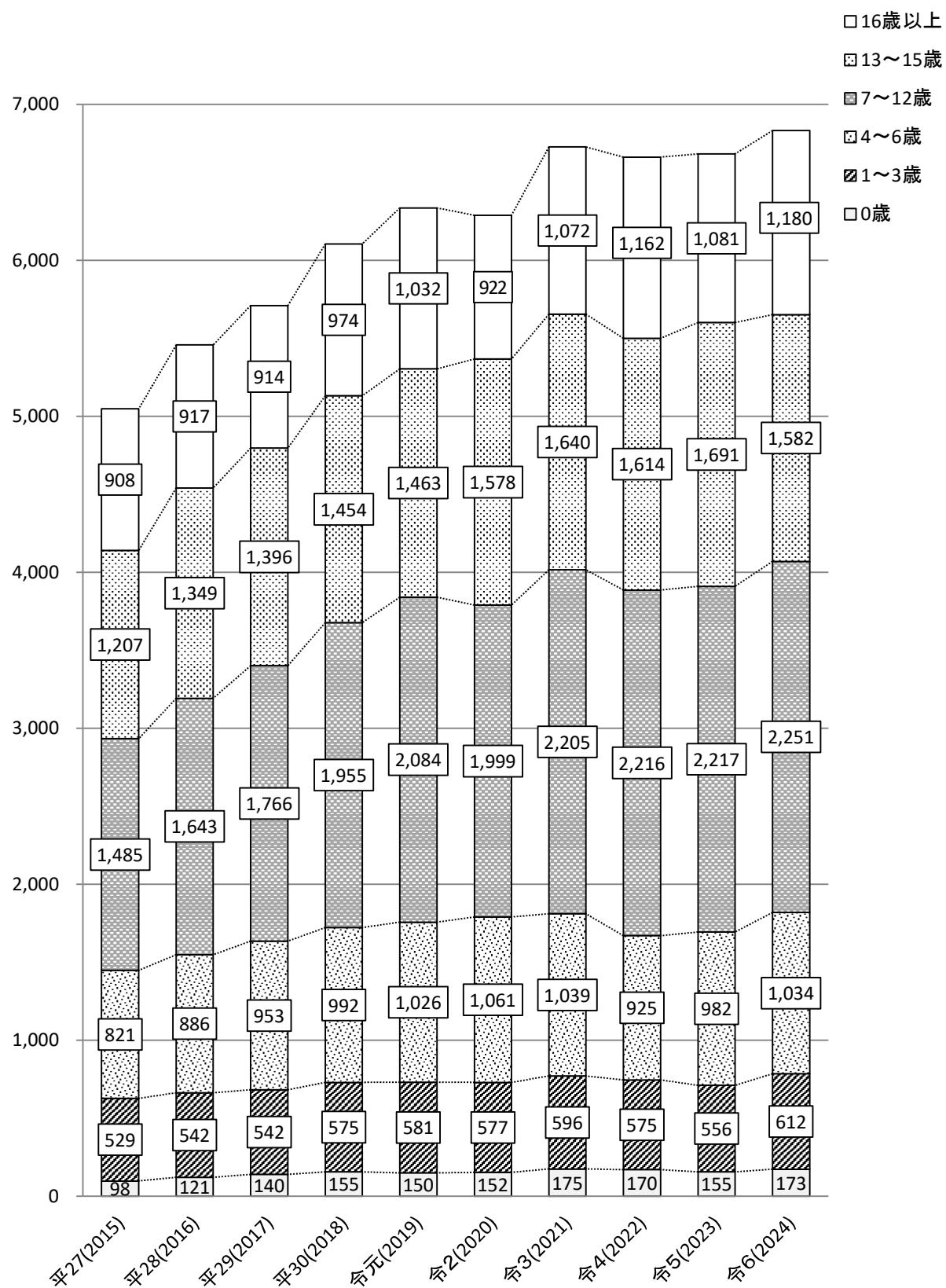
(単位：件)

相談種別	養護		保	障害						非行	育成				その他の	計		
	児童虐待相談	その他の相談		肢體不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害等	発達障害等		ぐ犯行等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			
年度	児相別																	
平27 (2015)	中央	499	144		2		16	10	1,127	11	55	16	48	7	21	1	336 2,293	
	県南	307	96		2		35	6	1,029	21	20	14	14	4	45	16	116 1,725	
	県北	165	69				8		513	18	9	14	37	2	4	11	180 1,030	
	計	971	309		4		59	16	2,669	50	84	44	99	13	70	28	632 5,048	
平28 (2016)	中央	501	150		3		26	3	1,261	9	55	33	51	10	26		388 2,516	
	県南	350	75				30	5	1,026	17	26	29	13	1	60	2	128 1,762	
	県北	268	50		2		5	1	548	8	12	15	21	3	3	5	239 1,180	
	計	1,119	275		5		61	9	2,835	34	93	77	85	14	89	7	755 5,458	
平29 (2017)	中央	521	136				8	6	1,253	2	41	19	35	6	23	10	489 2,549	
	県南	408	73		3		33	11	950	14	28	15	27	2	37	1	311 1,913	
	県北	288	57				6	2	504	4	7	7	14	8	2	10	340 1,249	
	計	1,217	266		3		47	19	2,707	20	76	41	76	16	62	21	1,140 5,711	
平30 (2018)	中央	722	121		1		4	4	1,274	9	63	20	56	10	26	14	514 2,838	
	県南	406	91				23	4	982	18	36	19	55		38	3	384 2,059	
	県北	284	59				5	2	540	8	7	8	26	7	11	3	248 1,208	
	計	1,412	271		1		32	10	2,796	35	106	47	137	17	75	20	1,146 6,105	
令元 (2019)	中央	825	114		1		5	4	1,278	5	36	14	54	7	25	13	591 2,972	
	県南	580	61		3		25	4	999	9	26	14	56		34		414 2,225	
	県北	307	54				2		490	6	4	9	17		13		237 1,139	
	計	1,712	229		4		32	8	2,767	20	66	37	127	7	72	13	1,242 6,336	
令2 (2020)	中央	692	98				1	6	1,254	10	32	7	49	6	26	6	658 2,845	
	県南	660	78				20	5	1,005	10	24	13	39	2	17	1	430 2,304	
	県北	274	54						470	4	9	3	12		3		311 1,140	
	計	1,626	230				21	11	2,729	24	65	23	100	8	46	7	1,399 6,289	
令3 (2021)	中央	680	85		3		3	8	1,337	15	39	6	56	7	21	3	731 2,994	
	県南	672	51		1		23	7	1,124	6	17	12	32		39	1	560 2,545	
	県北	286	50					1	512	2	6	7	15	1	7	2	299 1,188	
	計	1,638	186		4		26	16	2,973	23	62	25	103	8	67	6	1,590 6,727	
令4 (2022)	中央	633	80		3			5	1,244	19	40	8	52	4	7	4	729 2,828	
	県南	665	38				8	4	1,074	18	26	8	42		34	2	566 2,485	
	県北	363	54						539	3	16	8	16	2	2	1	345 1,349	
	計	1,661	172		3		8	9	2,857	40	82	24	110	6	43	7	1,640 6,662	
令5 (2023)	中央	797	114						2	1,374	23	48	19	64	1	27	2	671 3,142
	県南	664	41						4	1,142	7	37	12	63		31	1	241 2,243
	県北	347	52						1	562		6	2	24	1	2		300 1,297
	計	1,808	207						7	3,078	30	91	33	151	2	60	3	1,212 6,682
令6 (2024)	中央	957	155		1			1	1,321	25	34	12	45	1	7		636 3,195	
	県南	706	100		1			5	1,087		28	19	34	2	30	1	295 2,308	
	県北	321	74					1	566		14	4	29		4		316 1,329	
	計	1,984	329		2			7	2,974	25	76	35	108	3	41	1	1,247 6,832	

(7) 年齢別受付構成の推移（平成27(2015)年度～令和6(2024)年度）

次の表は、新規相談受付件数（「電話相談を除く」の数値）の10年間の推移を表したものである。

(単位：件)



(8) 児童相談所別・市町別相談受付状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	相談種別	養護		保	肢 体 不 自 由	視 聽 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
			児童虐待相談	その他の相談															
中央児童相談所	市	宇都宮市	665	101					1	841	22	23	5	34	1	5		406	2,104
		鹿沼市	45	6						145	1	1	1	3				59	261
		日光市	46	6		1				86	1	1	2	1				44	188
		真岡市	91	19						138	1	4	3	5		2		61	324
	芳賀郡	上三川町	25	6						35		4		1				29	100
		益子町	25	6						25								10	66
		茂木町	2							11								2	15
		市貝町	17	2						15		1		1				6	42
		芳賀町	28	2						18								7	55
		管外	8	2						5								7	22
		県外	5	5						2			1					5	18
		不明																	
	計		957	155		1			1	1,321	25	34	12	45	1	7		636	3,195
	構成比(%)		30.0	4.9		0.0			0.0	41.3	0.8	1.1	0.4	1.4	0.0	0.2		19.9	100.0

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	相談種別	養護		保	肢 体 不 自 由	視 聽 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
			児童虐待相談	その他の相談															
県南児童相談所	市	足利市	156	7						171		4	1	8		15		52	414
		栃木市	113	33						247		6	13	8	1	6		60	487
		佐野市	108	23					2	163		7	3	4	1	2		40	353
		小山市	221	26		1			2	300		3	1	8		4	1	81	648
		下野市	49	6						76		1		2		1		25	160
	下都賀郡	壬生町	34	3						68						1		13	119
		野木町	20	1					1	57		7	1	3				12	102
		管外	5							2				1				10	18
		県外		1						3						1		2	7
		不明																	
	計		706	100		1			5	1,087		28	19	34	2	30	1	295	2,308
	構成比(%)		30.6	4.3		0.0			0.2	47.1		1.2	0.8	1.5	0.1	1.3	0.0	12.8	100.0

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	相談種別	養護		保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
			児童虐待相談	その他の相談															
県北児童相談所	市	大田原市	66	10						97		2	2	6		2		60	245
		矢板市	30	5						55		2		2		1		39	134
		那須塩原市	124	29						185		2		10		1		99	450
		さくら市	39	4					1	80		1	1	4				41	171
		那須烏山市	13	4						45			1	7				24	94
	郡	塩谷町	4							16								2	22
		高根沢町	21	6						41		2						22	92
		那須町	13	3						34								17	67
		那珂川町	2	8						12								3	25
	管外		3	2						1		5						2	13
	県外		6	3														7	16
	不明																		
	計		321	74					1	566		14	4	29		4		316	1,329
	構成比(%)		24.2	5.6					0.1	42.6		1.1	0.3	2.2		0.3		23.8	100.0

(9) 虐待相談受付状況

(単位：件)

児童相談	経路別	都道府県	市町	設立福祉等施	児童福祉センターハウス	支援家庭	こども園	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	こども本人	その他	計
中央児童相談所		43	60	8		2	412			46	46				124	190	11	15	957
県南児童相談所		47	20	7			286			27	42				94	167	15	1	706
県北児童相談所		7	17	2			130			11	21				50	58	13	12	321
計		97	97	17		2	828			84	109				268	415	39	28	1,984
構成比(%)		4.9	4.9	0.9		0.1	41.7			4.2	5.5				13.5	20.9	2.0	1.4	100.0

(10) 市町別虐待相談受付件数

ア 中央児童相談所

(単位：件)

	宇都宮市	鹿沼市	日光市	真岡市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	県外・管外	計
市町受付分	561	70	129	48	47	38	4	17	27		941
児相受付分	665	45	46	91	25	25	2	17	28	13	957
市町別計	1226	115	175	139	72	63	6	34	55	13	1,898

イ 県南児童相談所

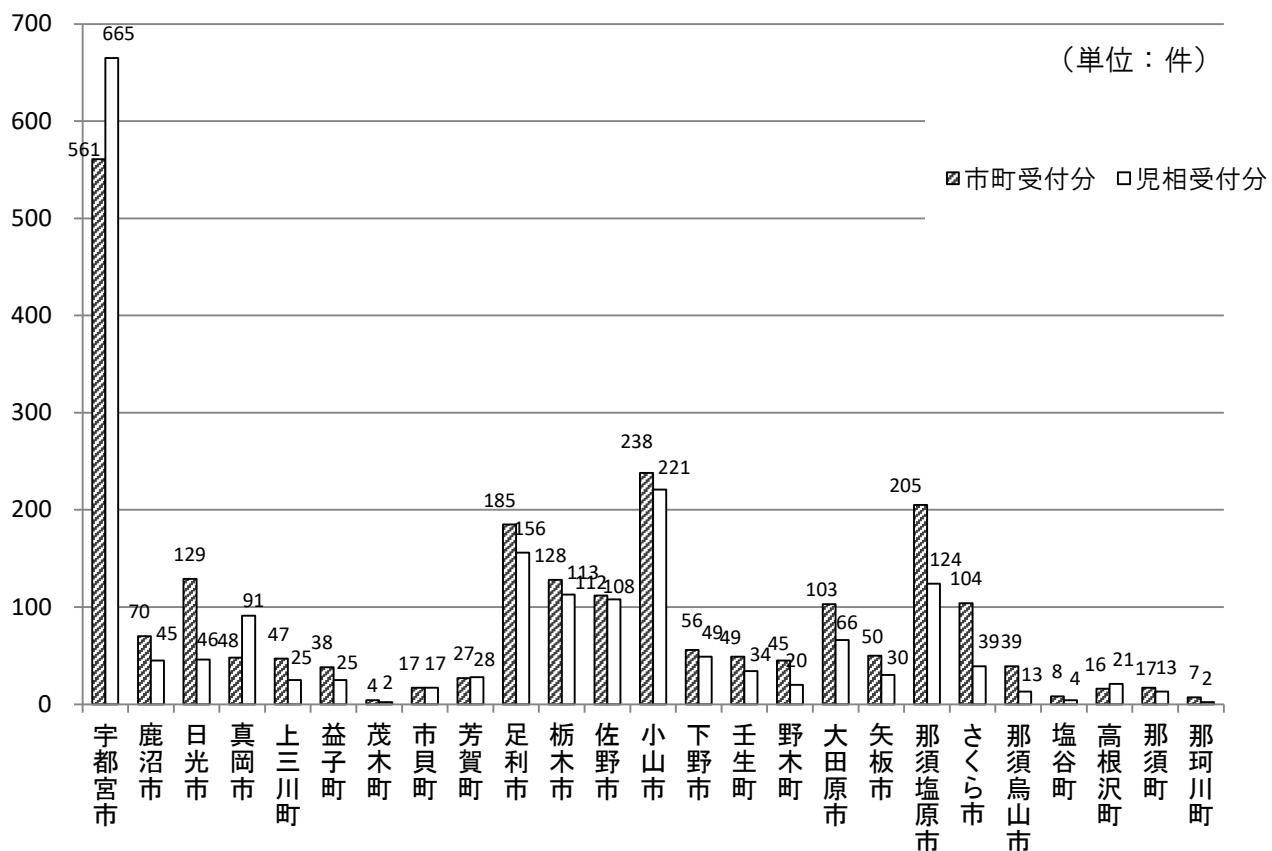
(単位：件)

	足利市	栃木市	佐野市	小山市	下野市	壬生町	野木町	県外・管外	計
市町受付分	185	128	112	238	56	49	45		813
児相受付分	156	113	108	221	49	34	20	5	706
市町別計	341	241	220	459	105	83	65	5	1,519

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	県外・管外	計
市町受付分	103	50	205	104	39	8	16	17	7		549
児相受付分	66	30	124	39	13	4	21	13	2	9	321
市町別計	169	80	329	143	52	12	37	30	9	9	870



2 相談対応状況

児童相談所の相談受付件数（電話相談を除く）6,832 件に対して、年度内に新たに調査、診断、観察等を行い総合的に判定し、具体的な指導方針が決定された件数は 6,729 件（前年度受付件数を含む）である。相談受付件数と対応した件数が異なるのは、年度をまたいで対応した相談事案があるためである。

(1) 援助の種類

児童相談所では、受け付けた相談について次のような対応（援助）を行っている。

ア 在宅指導等

(ア) 措置によらない指導

a 助言指導

1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこども、保護者等に対する指導をいう。

b 継続指導

複雑困難な問題を抱えるこども、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワークや心理療法、カウンセリング等を行うものをいう。

c 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等、関連する制度の適用が適当と認められる事例については、こどもや保護者等の意見又は意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんすることをいう。

(イ) 措置による指導

a 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、処遇に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。

b 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。

c 市町村指導委託

市町村指導は、こどもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、市町村（こども家庭センター）において家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村（こども家庭センター）がこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

d 児童家庭支援センター指導委託

施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされるこども及び家庭であって、児童福祉法 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項第 2 号による指導が必要と認められ、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられ

るものについて行う。

(ウ) 訓戒・誓約措置

こども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すように配慮する。

イ 児童福祉施設入所（通所）措置、指定医療機関委託

(ア) 児童福祉施設入所（通所）措置

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設に社会的養護を必要とするこどもを入所又は通所させる。

(イ) 指定医療機関委託

重症心身障害児、肢体不自由児について、児童福祉法第27条第2項の規定により、指定医療機関に入所させて治療、訓練等を行う。

ウ 里親、小規模住居型児童養育事業委託

温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成などこどもの健全な育成をめざし、家庭での養育に欠けるこどもを県知事から認定された里親に委託する。

また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託では、養育者の住宅を利用し、家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行う。

エ 児童自立生活援助の実施

義務教育を終了した満20歳に満たない者で、措置等の解除をされた者や満20歳以上の措置解除者等でやむを得ない事情により自立生活援助の実施が必要と都道府県知事が認めた者を対象として、社会的自立の促進をめざし、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。

オ 福祉事務所送致等

こどもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産、母子保護の実施が必要である場合、保育の実施が必要である場合、15歳以上のこどもについて障害者支援施設又は障害福祉サービスを利用する事が適当である場合等に、福祉事務所に送致又は市町村に報告又は通知する。

カ 家庭裁判所送致

触法少年、ぐ犯少年について、児童自立支援施設入所の措置をとることが適當と判断される場合で、その親権を行う者又は後見人がその措置に反対し、かつ児童福祉法第28条の要件に合致しない場合に、少年法第24条第1項第2号の保護処分により児童自立支援施設に入所させることが相当と認められる場合等、こどもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがそのこどもの福祉を図る上で適當と

認められる場合に行う。

また、児童自立支援施設に入所中、又は一時保護中のこどもであって無断外出が著しく、親権行使又は一時保護として認められる場合を除き、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情あると認められる場合に行う。

キ 市町村送致

児童相談所において受理したケースのうち、児童相談所の面接や調査に基づき、安全の緊急性がないと考えられるケースであり、こども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談に応ずること、調査及び指導を行うことその他の支援を行うことを要すると認められるケースについては、これを市町村へ送致することができることとする。

(2) 相談種別対応状況(栃木県総計)

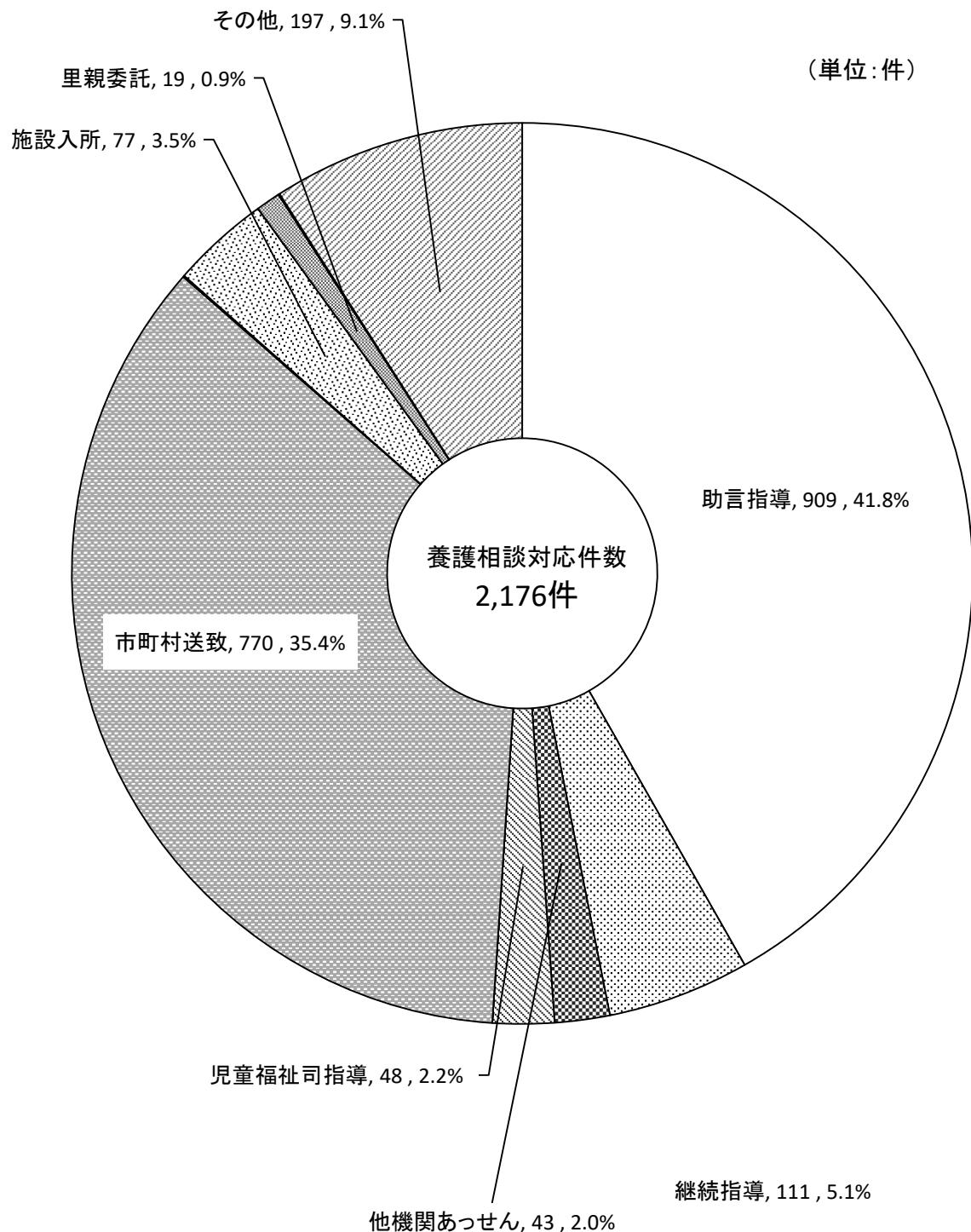
次の表は、令和6(2024)年度に対応した相談について、各種別ごとに処理別に表したものである。

(単位：件)

処理別	(年 度 中)																			未処理件数 (年度末現在)	施設入所待機 (再掲)			
	面接指導			児童福祉委員	児童家庭支援委員	児童福祉センター	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	利害児用入所施設等へ約の他	その他の計								
	助言指導	継続指導	他機関あつせん																					
相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別	相談種別			
養護	虐待相談	733	55	39	47			760	1		47			5		165	1,852		298					
	その他相談	176	56	4	1			10			30			14		1	32	324		99				
保健																								
肢不自由		1	1														1		3		3			
視聴覚障害																								
言語発達障害																					2			
重症心身障害		1	4														2	1	8		2			
知的障害		2,948	3														61	3,012	3	175				
発達障害		24																	24		3			
ぐ犯行為等		56	4	5							3					1		7	76		23			
触法行為等		21	4	1	1						1							6	34		16			
性格行動		82	17		1						3							4	107		44			
不登校		2																	2		4			
適性		20																21	41		4			
しつけ		1																	1		1			
その他		7	14		6		2				3			2			1,217	1,251		234				
計		4,072	158	49	56		2	770	1		87			21	1	4	1,514	6,735	3	908				
構成比(%)		60.5	2.3	0.7	0.8		0.0	11.4	0.0		1.3			0.3	0.0	0.1	22.5	100.0						

(3) 養護相談対応状況

次の円グラフは、令和6(2024)年度に対応した養護相談 2,176件を対応別に表したものである。全体の49.0%が助言指導を主とした「面接指導」で対応されており、児童福祉施設入所、里親委託による措置は、全体の4.4%程度となっている。その他の対応には、施設に入所中の児童の所在期間の延長や、関係機関からの嘱託や援助依頼に対する回答などが含まれる。



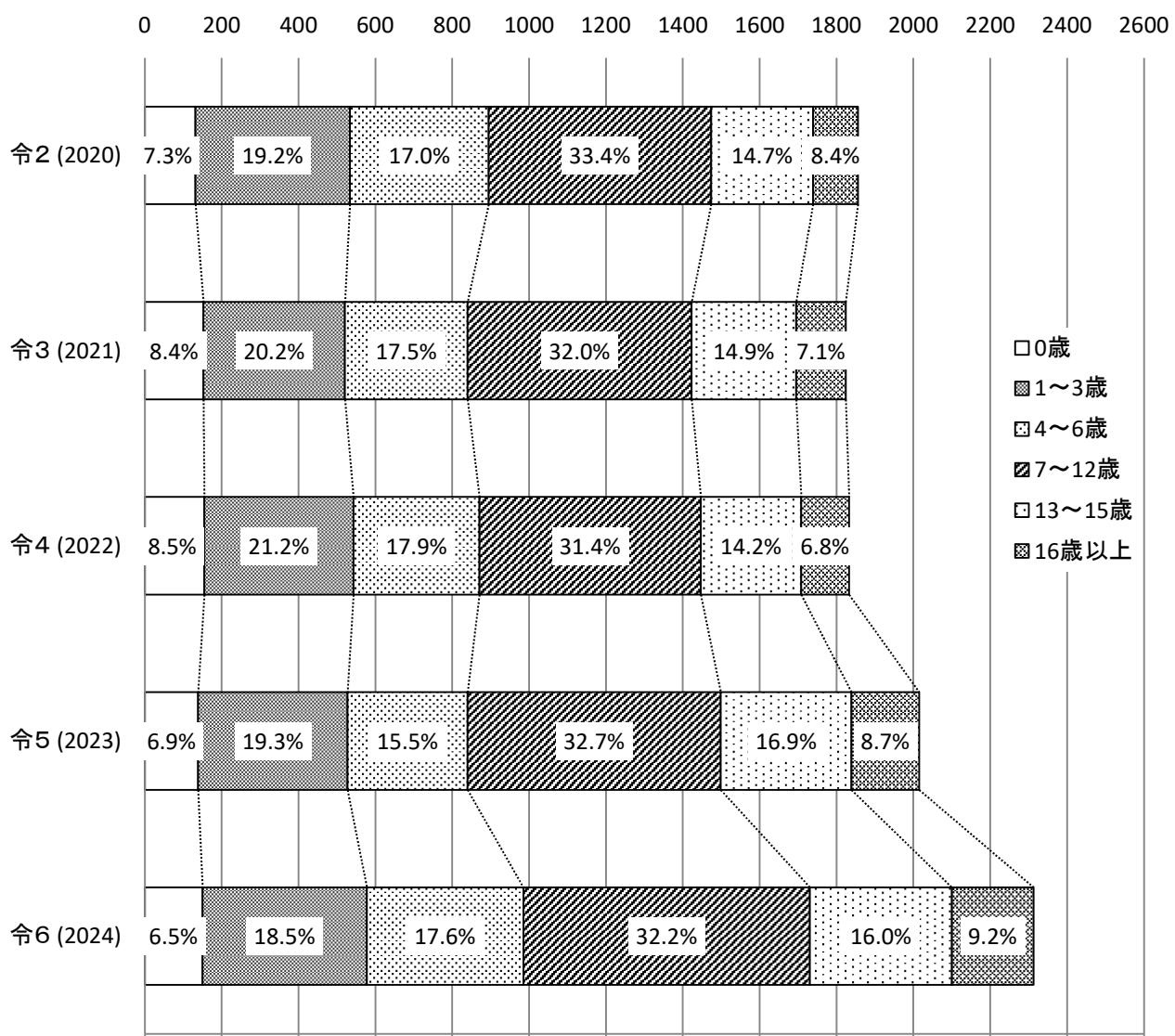
(4) 養護相談における受付・対応の状況

ア 養護相談年齢別受付構成の年度別推移（栃木県総計）

(単位:件)

年齢別	0歳		1～3歳		4～6歳		7～12歳		13～15歳		16歳以上		合計
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
令2(2020)	132	7.3%	402	19.2%	361	17.0%	579	33.4%	265	14.7%	117	8.4%	1,856
令3(2021)	153	8.4%	368	20.2%	319	17.5%	583	32.0%	272	14.9%	129	7.1%	1,824
令4(2022)	155	8.5%	388	21.2%	328	17.9%	576	31.4%	261	14.2%	125	6.8%	1,833
令5(2023)	139	6.9%	389	19.3%	312	15.5%	659	32.7%	340	16.9%	176	8.7%	2,015
令6(2024)	150	6.5%	428	18.5%	407	17.6%	746	32.2%	369	16.0%	213	9.2%	2,313

(単位:件)



イ 児童虐待に関する相談対応件数

(ア) 児童相談所別相談対応件数の年度別推移

(単位：件)

児相別 年度別	中央児童相談所	県南児童相談所	県北児童相談所	合 計
令2 (2020)	706	619	270	1,595
令3 (2021)	676	660	289	1,625
令4 (2022)	635	624	368	1,627
令5 (2023)	773	626	346	1,745
令6 (2024)	862	662	328	1,852

(イ) 相談対応の経路別件数年別推移（栃木県総計）

(単位：件)

経路別 年度別	都道府 県等	市町村	児童福祉 施設等	児家 セン	こども 園	警察等	家裁	保健所・ 医療機関	学校等	里親	児童 委員	家族	親戚	近隣・ 知人	本人	その他	合 計
令2 (2020)	94	76	19			601		40	58	1		189	37	431	27	22	1,595
令3 (2021)	108	60	21		1	629		44	76		1	168	52	412	32	21	1,625
令4 (2022)	102	62	24			662		63	93			176	37	344	33	31	1,627
令5 (2023)	91	55	9	2		751		62	89			205	52	363	25	41	1,745
令6 (2024)	105	77	17	1	2	810		67	92			203	37	383	32	26	1,852
構成比(%)	5.7	4.2	0.9	0.1	0.1	43.7		3.6	5.0			11.0	2.0	20.7	1.7	1.4	100.0

(ウ) 主な虐待者の年度別推移（栃木県総計）

(単位：件)

虐待者別 年度別	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	合 計
令2 (2020)	552	99	898	12	34	1,595
令3 (2021)	636	81	880	12	16	1,625
令4 (2022)	632	92	860	9	34	1,627
令5 (2023)	622	63	1,009	4	47	1,745
令6 (2024)	681	58	1,004	12	97	1,852
構成比 (%)	36.8	3.1	54.2	0.6	5.2	100.0

(エ) 被虐待者の年齢別相談対応件数の年度別推移（栃木県総計）

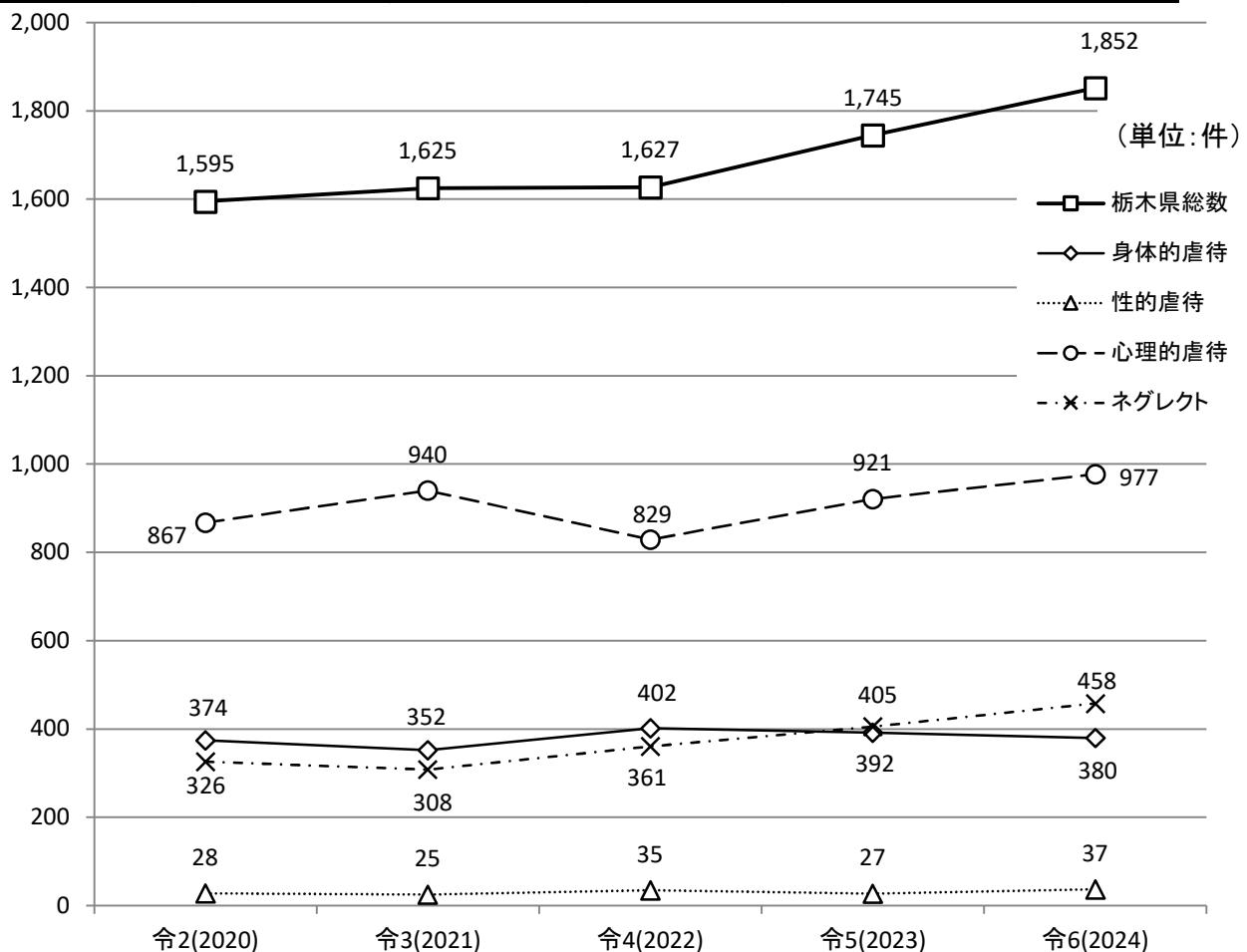
(単位：件)

年齢別 年度別	0～3歳未満	3～学齢 前児童	小学生	中学生	高校生・その他	合 計
令2 (2020)	355	382	532	220	106	1,595
令3 (2021)	340	344	549	252	140	1,625
令4 (2022)	344	375	527	252	129	1,627
令5 (2023)	388	354	577	256	170	1,745
令6 (2024)	355	406	638	281	172	1,852
構成比 (%)	19.2	21.9	34.4	15.2	9.3	100.0

(才) 被虐待者の虐待種別対応件数の年度別推移（栃木県総計）

(単位：件)

虐待種別 年度別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合 計
令2 (2020)	374	28	867	326	1,595
令3 (2021)	352	25	940	308	1,625
令4 (2022)	402	35	829	361	1,627
令5 (2023)	392	27	921	405	1,745
令6 (2024)	380	37	977	458	1,852
構成比 (%)	20.5	2.0	52.8	24.7	100.0



(カ) 親権・後見人関係（栃木県総計）（令和6年度対応件数）

(単位：件)

区 分	法第28条第1項第1号 ・第2号による措置	親権喪失宣告の請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請 求 件 数	6			
承 認 件 数	6			

(注) 児童福祉法第28条第1項第1号・第2号は、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠る等の理由で児童を里親委託、施設入所措置する際に、親権を行う者又は後見人の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得てその措置をとることができるというもの。

※前年度請求分含む

ウ 児童相談所別・市町別・虐待種別相談対応状況（児童相談所対応分）

(ア) 中央児童相談所

(単位：件)

児 相	市 ・ 郡	虐待種別 市町別					計
			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	
中 央 児 童 相 談 所	市	宇都宮市	113	8	317	145	583
		鹿沼市	8		17	19	44
		日光市	8	1	23	12	44
		真岡市	21		30	35	86
	芳 賀 郡	上三川町	3	4	8	2	17
		益子町	7		9	6	22
		茂木町	1		1		2
		市貝町			11	3	14
		芳賀町	5	1	17		23
	管外		3		6	6	15
	県外		2		7	3	12
	計		171	14	446	231	862
	構成比(%)		19.8	1.6	51.8	26.8	100.1

(イ) 県南児童相談所

(単位：件)

児 相	市 ・ 郡	虐待種別 市町別					計
			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	
県 南 児 童 相 談 所	市	足利市	20	5	83	25	133
		栃木市	16	7	81	10	114
		佐野市	25		56	14	95
		小山市	43	1	115	52	211
		下野市	15	2	28	5	50
	下都 賀 郡	壬生町	9	1	17	9	36
		野木町	2		10	6	18
	管外		1		2		3
	県外				1	1	2
	計		131	16	393	122	662
	構成比(%)		19.8	2.4	59.4	18.4	100.0

(ウ) 県北児童相談所

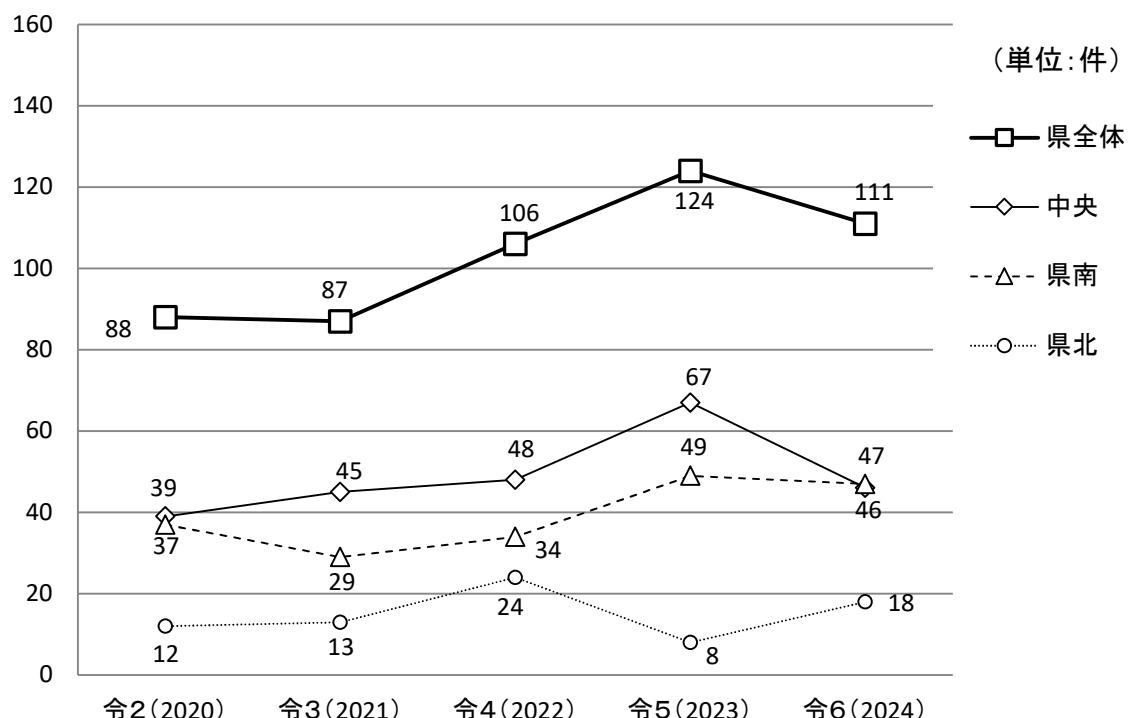
(単位：件)

児 相	市 ・ 郡	虐待種別 市町別					計		
			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト			
県 北 児 童 相 談 所	市	大田原市	18		34	17	69		
		矢板市	5	1	16	7	29		
		那須塩原市	30	2	52	43	127		
		さくら市	11	2	12	13	38		
		那須烏山市	5		4	3	12		
	塩谷郡	塩谷町	2		2		4		
		高根沢町	2	2	5	13	22		
	那須郡	那須町	3		7	5	15		
		那珂川町	1		1		2		
	管外					4	4		
	県外		1		5		6		
計			78	7	138	105	328		
構成比(%)			23.8	2.1	42.1	32.0	100.0		

(5) 非行相談における受付・対応の状況

ア 非行相談の年度別受付推移（栃木県総計） (単位：件)

年 度	県全体	中央	県南	県北
令2 (2020)	88	39	37	12
令3 (2021)	87	45	29	13
令4 (2022)	106	48	34	24
令5 (2023)	124	67	49	8
令6 (2024)	111	46	47	18



イ 経路別受付状況の推移（栃木県総計） (単位：件)

経路別	令2(2020)		令3(2021)		令4(2022)		令5(2023)		令6(2024)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
警察	37	28	43	33	49	37	37	63	49	38
学校										
福祉事務所		2								
家庭	8	1	3	2	4	1	4	2	5	3
児童福祉施設	1						1			
家庭裁判所	4			1	2			1	1	
市町村		1			4	9	3	8	8	2
その他	4	2	3	2			1	4	3	2
合計	54	34	49	38	59	47	46	78	66	45

ウ 非行内容の年度別受付推移（栃木県総計）

(単位：件)

種別	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)
怠 学	1			1	1
家出・無断外泊・ 深 夜 徘 徥	34	34	48	62	42
不健全性的行為	3		6	9	2
不 良 交 遊	2	2	2	1	
金品持ち出し	2	3	1	1	3
粗 暴 行 為	13	9	8	2	12
脅 迫 ・ 恐 喝		2	1		2
窃 盗	14	13	20	20	17
詐 欺 横 領		1		1	
暴 行 ・ 傷 害	1	8	11	17	21
放 火	6	4	3	2	4
薬 物 亂 用					
住 居 侵 入	3			1	1
器 物 破 損	1	9	1		
飲 酒 ・ 噫 煙	1			3	
刃 物 等 所 持	1			4	
そ の 他	6	2	5		6
合 計	88	87	106	124	111

エ 非行相談の男女別対応件数（令和6(2024)年度 栃木県総計）

(単位：件)

区分	面 接 指 導	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	家庭裁判所送致	そ の 他	合 計
男	46	1	3	1	12	63
女	39				5	44
合計	85	1	3	1	17	107

3 判定業務状況

問題に直面している児童の福祉を守るために、児童及び児童をとりまく家族や学校の状況等を調査し、問題の総合的理解を図る必要がある。

児童心理司の業務は、主として、面接・観察・心理検査等を基に、心理学的観点から問題の理解を進め、適切な処遇・指導に結びつけることである。

(1) 診断及び心理療法・カウンセリング等の状況(延件数)

(栃木県総計)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング・心理療法等
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他	面接・指観察	
児童	890		224	2,408	1,536	33	109	4,767	1,363
保護者	646			4				2,905	415
その他	15							581	760
計	1,551		224	2,412	1,536	33	109	8,253	2,538

(中央児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング・心理療法等
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他	面接・指観察	
児童	358		224	1,035	483	5	50	2,363	781
保護者	218			1				1,398	349
その他	3							344	430
計	579		224	1,036	483	5	50	4,105	1,560

(県南児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導				カウンセリング・心理療法等
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他	
児童	315			877	872	27	30	1,502 407
保護者	306			3				946 41
その他	4							125 222
計	625			880	872	27	30	2,573 670

(県北児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導				カウンセリング・心理療法等
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の他	
児童	217			496	181	1	29	902 175
保護者	122							561 25
その他	8							112 108
計	347			496	181	1	29	1,575 308

医学診断指導は、児童の援助を行う上で重要であり、医師（小児科・精神科）による診察と必要に応じて医療機関に委託し実施した検査とに分けられる。

診察は、被虐待児のアセスメント診断、療育手帳の知的障害の診断、思春期の情緒的问题に関することが多い。

医学診断指導や心理診断指導における検査は、小児神経や言語に関するものである。

なお、中央児童相談所においては、一時保護所の児童に対する診察（健康診断）を医学診断指導に含んでいる。

また、心理診断指導については、一人の児童に対し複数の検査等を交え実施することがある。心理療法・カウンセリング等には、プレイセラピー、箱庭療法等が含まれる。

(2) 相談種別心理診断受付状況

心理診断の受付人数は、3,123人であった。個々のケースに応じ、知能検査や人格検査等を組み合わせて心理診断を実施した。相談種別では、療育手帳判定等の知的障害相談が2,508人と最も多く、次が児童虐待相談で284人であった。

(単位：人)

		中 央	県 南	県 北	計
養護	児 童 虐 待	133	92	59	284
	そ の 他	72	29	46	147
保 健					
障 害	肢 体 不 自 由	1	2		3
	視 聴 覚 障 害				
	言 語 発 達 障 害				
	重 症 心 身 障 害		4	1	5
	知 的 障 害	1,050	894	564	2,508
	発 達 障 害	21	1		22
非 行	ぐ 犯 行 為 等	17	13	4	34
	触 法 行 為 等	6	9	4	19
育 成	性 格 行 動	40	19	21	80
	不 登 校				
	適 性	9	9	1	19
	し つ け		1		1
そ の 他		1			1
計		1,350	1,073	700	3,123

(3) 通所指導

ア 個別通所指導

総数

(単位：人)

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
371	1,972	165	998	116	659	652	3,629

うち被虐待の問題を持つもの

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
141	810	99	586	47	280	287	1,676

うち非行の問題を持つもの

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
32	150	9	56	7	35	48	241

イ グループ指導

総数

(単位：人)

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
3	16			21	66	24	82

うち被虐待の問題を持つもの

中　　央		県　　南		県　　北		合　　計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
3	16			13	56	16	72

(4) 判定書・証明書等交付状況

(単位：件)

区分	診断書	判定意見書	証明書	その他	計
中央児童相談所	212	64	107	272	655
県南児童相談所	156	65	79	45	345
県北児童相談所	91	32	2	156	281
合 計	459	161	188	473	1,281

(5) 1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況

(単位：件)

児童相談所	精 密 検 査 ・ 事 後 指 導 等 実 施 件 数
中央児童相談所	9
合 計	9

(6) 療育手帳取扱状況

令和6(2024)年度の療育手帳交付に伴う判定診断は、2,449件、そのうち最重度（A 1）267件（10.9%）、重度（A 2）408件（16.7%）、中等度（B 1）538件（22.0%）、軽度（B 2）1,101件（45.0%）であり、うち1,741件が再判定による診断である。

療育手帳は、原則的に2年ごとに判定を実施し、家庭での療育等の指導を中心に行っている。

児童相談所別市町別療育手帳取扱状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1	A 2	B 1	B 2	取下げ・非該当等	計						
			再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)	再判定 (再掲)							
中央児童相談所	市	宇都宮市	85	77	104	92	158	120	293	204	60	22	700	515
		鹿沼市	9	9	26	20	22	20	60	30	8	1	125	80
		日光市	9	7	11	10	14	12	36	21	1		71	50
		真岡市	7	7	16	14	29	26	50	30	9	1	111	78
児童相談所	河内郡	上三川町	3	3	7	5	6	5	14	6	1		31	19
		益子町	1	1	3	3	3	3	13	12			20	19
	芳賀郡	茂木町			1	1	2	1	7	3			10	5
		市貝町	1	1	5	3	3	3	4	2			13	9
		芳賀町	1	1	4	4	4	2	5	5	1		15	12
	管外		2	2			2	2	5	1			9	5
計			118	108	177	152	243	194	487	314	80	24	1,105	792

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等 再判定(再掲)	計 再判定(再掲)
				再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)		
県南児童相談所	市	足利市	18	17	26	24	28	23	60	38	1	133 102
		栃木市	21	21	31	27	42	27	97	59	6	197 134
		佐野市	13	11	26	21	35	24	59	37	3	136 93
		小山市	34	30	45	40	48	34	121	81	6	254 185
		下野市	14	11	12	11	10	7	20	15	3	59 44
	下都賀郡	壬生町	3	3	6	5	15	12	25	13	3	52 33
		野木町	4	4	9	8	12	8	13	9	2	40 29
	管外		1	1			2	1	3	2		6 4
計			108	98	155	136	192	136	398	254	24	877 624

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等 再判定(再掲)	計 再判定(再掲)	
				再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)		再判定(再掲)			
県北児童相談所	市	大田原市	7	7	11	9	23	17	32	20	6	2 79 55	
		矢板市	6	6	10	8	11	9	16	9	3	46 32	
		那須塩原市	10	9	33	28	27	19	76	46	10	156 102	
		さくら市	6	6	8	7	12	9	38	21	4	1 68 44	
		那須烏山市	4	4	3	3	8	7	19	14	4	1 38 29	
	塩谷郡	塩谷町	1	1	1	1	4	4	6	4		12 10	
		高根沢町	3	3	5	5	9	6	13	11	2	1 32 26	
	那須郡	那須町	4	4	3	3	6	4	12	7	1	26 18	
		那珂川町			2	2	3	3	4	3	1	1 10 9	
管外													
計			41	40	76	66	103	78	216	135	31	6 467 325	

栃木県総計	267	246	408	354	538	408	1,101	703	135	30	2,449	1,741
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	----	-------	-------

(7) 家族支援事業の実施状況

ア 外部委託

虐待をした保護者は、保護者自身に被虐待歴やDVなど被害体験を受けた者が少なくなく、それがこどもとの関わりにおいて虐待という事象として現れる場合がある。

そこで、虐待の再発を防ぎ、親子の適切な関係構築を目指すためには、保護者の認識や行動の変容が必要であることから、虐待をした保護者に対する治療的・教育的プログラムとして、平成24(2012)年度から外部機関への委託により次の家族支援事業を実施している。

(ア) MY TREE ペアレンツ・プログラム

- ◆内 容 父親・母親各13回のグループワークにおいて、保護者自身が本来持っていたセルフケアと問題解決力を回復し、虐待行動の終止を図る
- ◆委託先 特定非営利活動法人 だいじょうぶ
- ◆実施期間 9月～12月
- ◆実施場所 パルティとちぎ男女共同参画センター（宇都宮市）

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	3(1)人	2(1)		1(0)	
県南児童相談所	0人				
県北児童相談所	4(2)人	4(2)			
一般・県外児相からの紹介	4(1)人	—	—	—	
計	11(4)人	6(3)		1(0)	

() はうち父親グループ参加者数

(イ) 保護者等カウンセリング

- ◆内 容 保護者の虐待に至る心理的背景等を理解し、誤ったこどもとの関わり方の修正を図るため、保護者に対する個別カウンセリングを行う
- ◆委託先 作新学院大学、原宿カウンセリングセンター
- ◆委託期間 4月1日～3月31日
- ◆実施場所 作新学院大学：作新こころの相談クリニック（作新学院大学内）
原宿カウンセリングセンター：オンライン

※上段() 内はカウンセリング実施回数

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	(16回) 3人	(16回) 3人			
県南児童相談所	(0回) 0人				
県北児童相談所	(5回) 1人			(5回) 1人	
計	(21回) 4人	(16回) 3人		(5回) 1人	

イ 家族支援研修

近年、児童虐待対応件数の増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童及び保護者の心理や環境等に配慮した専門的知識・技術に基づく的確・迅速な対応が必要とされている。こうした状況を踏まえ、平成29(2017)年度に要領を定め、児童相談業務に対応する職員の資質向上を目的として、児童虐待の再発防止や家族再統合を内容とした研修を実施している。

(ア) 家族支援基礎研修

実施日	研修テーマ	講 師	備 考
11月15日	サインズ・オブ・セーフティ アプローチの基礎	立正大学 社会福祉学部 鈴木 浩之 教授	市町児童相談業務 担当職員全体研修会、児童福祉司任用後研修と合同実施
1月24日	動機づけ面接の基礎	原宿カウンセリングセンター 高橋 郁絵 先生 さいたま市南部児童相談所 小平 真希 氏	市町児童相談業務 担当職員全体研修会と合同実施

(イ) 家族支援応用研修

実施日	研修テーマ	講 師	備 考
10月2日	解決志向アプローチの実践	原宿カウンセリングセンター 田中 ひな子 氏	市町児童相談業務 担当職員全体研修会と合同実施
10月29日	R I F C R™ (リフカー) 研修	認定NPO法人 チャイルドファースト ジャパン	
3月4日	サインズ・オブ・セーフティ アプローチ(SoF S)の実践 ～応用編～	中央児童相談所職員	

(8)被虐待児フォローアップ事業

虐待による心の傷や家族からの分離による不安を抱える施設入所児に対するグループワークや施設職員に対する研修を行った。

ア 入所児童に対するグループワーク

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
中央児童相談所	10回	3名	ゲームや遊びによる、リラクゼーション及び自己表現力向上等のためのグループワークを行った。
県北児童相談所	8回	6名	ゲームや遊び、製作などの活動を通して自己表現や他者との交流を楽しんだ。

イ 施設職員に対するコンサルテーション

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
県南児童相談所	3回 (3施設)	21名	被虐待児の複雑な生い立ちを理解してケアできるよう児童養護施設等の職員を対象にライフストーリーワークの事例検討(コンサルテーション)を実施した。

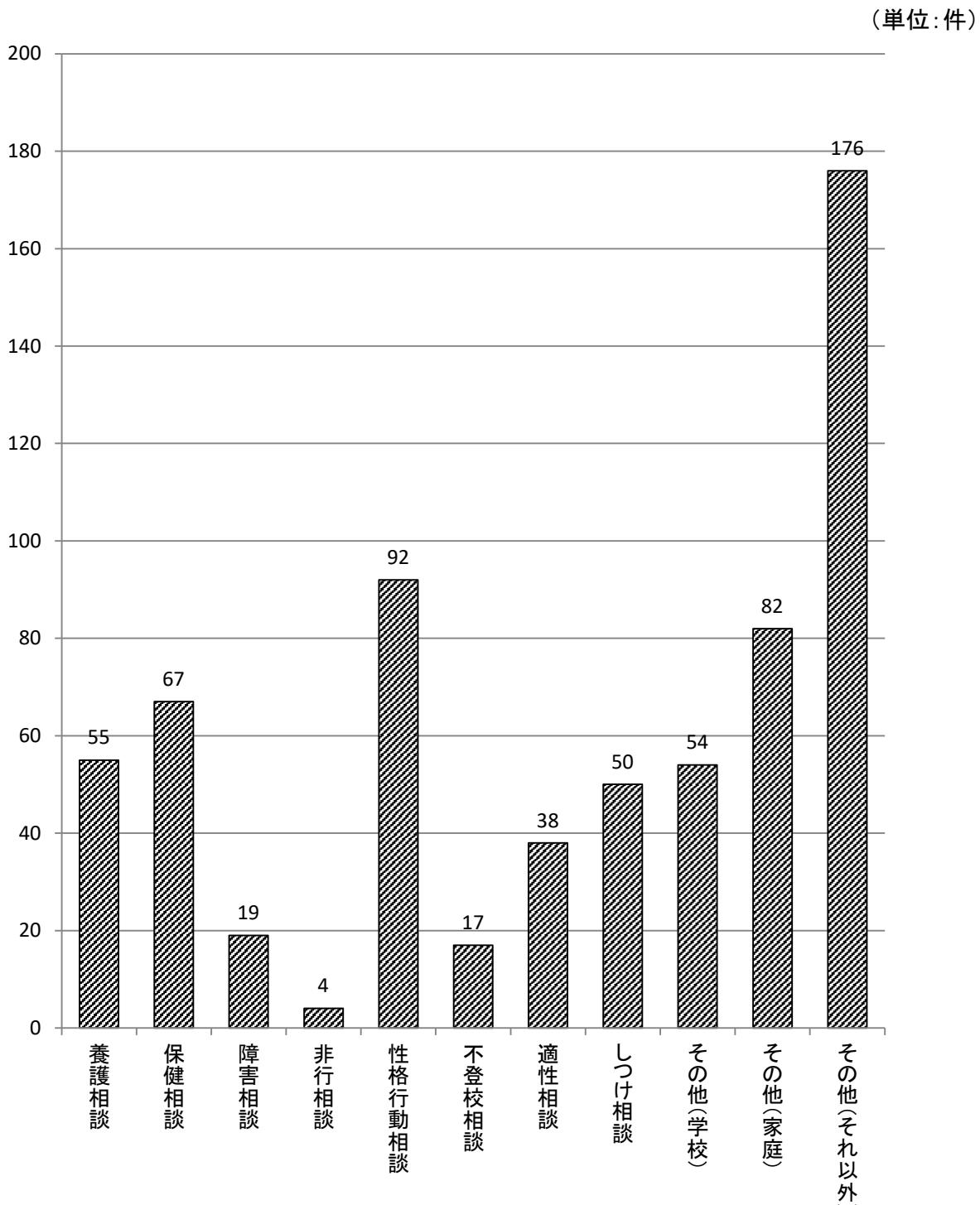
4 電話相談

(1) 電話相談種別受付状況

令和6(2024)年度に電話で受けた相談件数は654件である。電話で受ける相談でこどもについての心配や悩みごとのある方又はこども本人の身近な相談相手として、「テレホン児童相談」を実施している。

相談の傾向を見ると、保健相談、しつけ相談、養護相談の順となった（その他を除く）。

相談時間は、午前9時から午後8時まで、365日受付している。



(2) 電話相談種別年齢区分別受付状況(栃木県総計)

(単位：件)

種類	細分類	相談対象児童の年齢区分																			
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計	
養護	養育困難	1	1				1	1		1		2		1					1	9	
	養育環境	1			3	5	1	4	3				1	1	2	1			1	23	
	その他				1	6		5			1		1		1	6		1	1	23	
保健	病気・予防接種	1	4					1			1				2		1			10	
	身体発達																				
	性の問題															2		1		3	
	その他	3						1		1	1			1		45	2			54	
障害	肢体不自由																				
	視聴覚障害																				
	言語発達障害																				
	重症心身障害																				
	知的障害																				
	発達障害	1	1			6	1				7	1	1		1					19	
	その他																				
非行	盗み・金品持出									1				1	1					3	
	不良交友														1					1	
	家出・徘徊																				
	その他																				
育成	落ち着きなし							1			1	1								3	
	乱暴							1	2		7	1	2		1					14	
	虚言														1					1	
	反抗						3		1	2				3	1	1				11	
	無気力・消極的																				
	習癖																				
	その他				1	2	2	1	2	1	11	1	14	2	16	6	1	3		63	
	不登校						2			2	2	3	1	2	4	1				17	
	適性						2		1					33	1					38	
	育儿・しつけ	2	8	6	5	9	16	2	1	1										50	
その他	学校・先生				4		3	1		5	6	2	4		24	3	1	1		54	
	いじめ														1	1				2	
	家族・家庭	1	5	9	3	3	24	2	2		2	11	1	5	10	1		1	2	82	
	地域社会			1			1	7	1		8	8	1		9					36	
	恋愛・交友						1			1	1		1		2			1		7	
	その他						1						2	1	6	1	3	1	116	131	
合計		8	3	19	23	20	23	74	12	11	21	50	21	28	19	162	23	7	8	122	654

(3) 電話相談者別受付状況(栃木県総計)

(単位:件)

相 談 者 区 分		相 談 対 象 児 童 の 年 齢 区 分						
		0歳	1~3歳	4~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計
こども本人	男					2	93	95
	女				6		32	38
家 族 ・ 親 戚	父	男	1	1		2	3	7
		女	1		1	2	3	10
	母	男	6	12	37	88	25	4
		女		30	79	38	168	3
	祖父母	男		1		3	1	5
		女		1				1
	兄 弟	男					1	1
		女						
	その他の親戚	男						
		女						
知人・近隣	男							
	女					2	1	2
教育関係者	男							
	女							
医療機関	男							
	女							
その他の	男							
	女					2		
計	男	7	14	37	93	32	97	280
	女	1	31	80	50	172	40	374
合 計		8	45	117	143	204	137	654

5 里親登録と委託児童の状況

里親制度は、様々な事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じ、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことは、こどもの健全な育成を図る上で極めて重要である。

しかし、日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。このため本県では、社会的養護を必要とするこどもたちを、より家庭的な環境で養育していくことを推進する「栃木県社会的養育推進計画」を策定し、新規里親の開拓とともに、里親への委託推進に取り組んでいる。

(1) 里親委託の推移(栃木県総計)

(各年度4月1日現在)

(単位：世帯) (単位：人)

年 度	里親登録数	児童委託里親数	委託児童数
平17(2005)	178	36	40
平18(2006)	184	45	50
平19(2007)	185	47	52
平20(2008)	183	58	75
平21(2009)	191	74	90
平22(2010)	176	75	93
平23(2011)	191	78	91
平24(2012)	225	84	103
平25(2013)	243	86	106
平26(2014)	240	91	112
平27(2015)	247	91	109
平28(2016)	256	85	103
平29(2017)	265	80	96
平30(2018)	260	80	92
令元(2019)	272	87	93
令2(2020)	280	89	96
令3(2021)	299	91	97
令4(2022)	335	93	100
令5(2023)	366	99	114
令6(2024)	369	116	128
令7(2025)	363	111	123

(2) 管轄児童相談所別里親委託状況

令和7(2025)年4月1日現在

(単位：世帯)

(単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里 親 登 錄 数			児童委託 里親数	委託児童数		
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計
中央児童相談所	市	宇都宮市	102	4	67	26	14	14	28
		鹿沼市	13		10	3	3		3
		日光市	12	2	4	2	1	1	2
		真岡市	9		5	3	1	2	3
	芳賀郡	上三川町	6		4	3	1	2	3
		益子町	10		5	3	3	1	4
		茂木町							
		市貝町	1		1				
		芳賀町	4		3	2	1	1	2
	管 外		2			2	1	1	2
計			159	6	99	44	25	22	47
県南児童相談所	市	足利市	20	1	9	7	7		7
		栃木市	26		11	9	6	4	10
		佐野市	17	1	11	2	1	1	2
		小山市	26		19	9	8	3	11
		下野市	6		5	1		1	1
	下都賀郡	壬生町	6		3	3		3	3
		野木町	7		2	1	2		2
		管 外				2	2		2
計			108	2	60	34	26	12	38

(単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里 親 登 錄 数			児童委託里親数	委託児童数				
			専門里親登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組里親 (再掲)		男	女	計		
県北児童相談所	市	大田原市	16			6	3	2	1	3	
		矢板市	13	1	1	3	5	4	1	5	
		那須塩原市	32	2	1	18	11	6	10	16	
		さくら市	13	4	1	4	6	2	4	6	
		那須烏山市	6			1	2	1	1	2	
	塩谷郡	塩谷町	1			1					
		高根沢町	6			4	1	1		1	
	那須郡	那須町	4				1		1	1	
		那珂川町	2								
管 外			3			1	4	2	2	4	
計			96	7	3	38	33	18	20	38	
合 計			363	15	3	197	111	69	54	123	

(注)

- ・里親登録数については、各児童相談所で登録されている里親数で、「管外」については、転居等により、登録された児童相談所の管轄市町外（県外含む）に住所がある里親数
- ・児童委託里親数については、各児童相談所が児童を委託している里親数で、「管外」については、その児童相談所の児童委託里親であるが、管轄内に住所がない里親数（他県で登録されている里親を含む。）

(3) 市町別里親委託状況

令和7(2025)年4月1日現在
(単位:世帯)

(単位:人)

市郡	市町別	里親里子数	里親登録数			児童委託里親数	委託児童数		
			専門里親登録数 (再掲)	親族里親登録数 (再掲)	養子縁組里親 (再掲)		男	女	計
市	宇都宮市	103	4		67	28	15	15	30
	鹿沼市	13			10	3	3		3
	日光市	12	2		4	2	1	1	2
	真岡市	9			5	3	1	2	3
	足利市	21	1		9	7	7		7
	栃木市	26			11	9	6	4	10
	佐野市	17	1		11	2	1	1	2
	小山市	26			19	9	8	3	11
	下野市	6			5	1		1	1
	大田原市	16			6	3	2	1	3
	矢板市	13	1	1	3	5	4	1	5
	那須塩原市	32	2	1	18	13	8	10	18
	さくら市	13	4	1	4	6	2	4	6
	那須烏山市	6			1	2	1	1	2
河内郡	上三川町	6			4	3	1	2	3
芳賀郡	益子町	10			5	3	3	1	4
	茂木町								
	市貝町	1			1				
	芳賀町	4			3	2	1	1	2
下都賀郡	壬生町	6			3	4	1	3	4
	野木町	7			2	1	2		2
塩谷郡	塩谷町	1			1				
	高根沢町	6			4	1	1		1
那須郡	那須町	4				1		1	1
	那珂川町	2							
県外		3			1	3	1	2	3
合計		363	15	3	197	111	69	54	123

(注) 里親の住所がある市町別に分けた里親登録数及び児童委託里親数

6 児童福祉施設等入退所状況

(1) 児童福祉施設等入退所状況(栃木県総計)

(単位：件)

入退所別	種別	乳 兒 童 養 護 施 設 院	児 童 養 護 施 設	福 祉 型 ～ 障 知 害 的 児 入 所 障 施 設	福 祉 型 ～ 障 盲 害 児 入 所 施 設	医 療 型 ～ 障 肢 害 児 入 所 施 設	医 療 型 ～ 障 体 害 児 入 所 施 設	児 童 心 理 ～ 障 重 児 入 所 施 設	児 童 心 理 ～ 治 重 児 入 所 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設 親	里 フ ア ミ リ ー ホ ー ム	児童自立生活援助事業所			計
												I 型	II 型	III 型	
令2 (2020)	措置入所	47	48	8				4		11	29	17			164
	契約入所等			3				3					8		14
	退 所	36	72	5		1		5		14	36	6			175
	契約退所等			2				7					11		20
令3 (2021)	措置入所	39	49	7				5		9	17	3			129
	契約入所等			3		1	4						10		18
	退 所	33	46	12		1	1	10		11	22	5			141
	契約退所等			3		1	5						10		19
令4 (2022)	措置入所	53	76	9		4	4	6		22	38	4			216
	契約入所等					3	7						17		27
	退 所	54	78	8		2		7		17	22	6			194
	契約退所等			1		2	5						20		28
令5 (2023)	措置入所	36	62	12		3	1	8		14	43	3			182
	契約入所等			1		1	4						22		28
	退 所	37	63	13		2	2	6		13	29	4			169
	契約退所等			1		3	5						13		22
令6 (2024)	措置入所	29	63	9	1	2	2	4		17	45	5			177
	契約入所等			1		2	2						32	2	39
	退 所	39	83	9		1	1	5		20	38	4			200
	契約退所等			1		1	7						10		19

※ 措置変更を含む

※ 医療型障害児入所施設（重心身）には指定医療機関を含む。

※ 児童自立生活援助事業所については、児童自立生活援助事業実施要綱の改正により令和6年度からI～Ⅲ型に細分化された。また、「措置入所」「退所」に計上されていたものを「契約入所等」「契約退所等」に改めた。

(2)児童福祉施設等入所状況

令和7(2025)年4月1日現在 (単位:人)

種 別	施 設 名	定 員 暫定定員	入 所 児 童 数	入所率(%)	児童相談所別入所児童数			
					中 央	県 南	県 北	県 外
乳 児 院	宇 都 富 乳 児 院	80	65	23	35.4	17	2	4
	すみれ 乳 児 院	20		9	45.0	2	7	
	乳 児 院 「夢」	9		3	33.3		3	
	計	109		35		19	12	4
児童養護施設	下 野 三 楽 園	40		34	85.0	17	12	5
	き ず な	52		49	94.2	32	13	4
	あ か つ き 寮	28		23	82.1	17	6	
	明 和 園	40		23	57.5	9	9	5
	泗 水 学 園	50	47	37	78.7	9	26	2
	養 德 園	46		32	69.6	12	4	16
	桔 梗 寮	40		32	80.0	15	8	9
	氏 家 養 護 園	40		37	92.5	23		14
	イースターヴィレッジ	49		36	73.5	8	27	1
	ネ バ 一 ラ ン ド	40		36	90.0	17	16	3
	ア リ ス ト テ レ ス	35		30	85.7	6	24	
	計	460		369		165	145	59
福祉型障害児入所施設(知的障害)	大 和 久 学 園	20		18	90.0	4	11	3
	た か は ら 学 園	15		15	100.0	5	4	5
	国 分 寺 学 園	20		13	65.0	6	6	1
	桜 ふ れ あ い の 郷	15		9	60.0	5	3	1
	上 の 原 学 園			5			5	
	白 山 学 園			1			1	
	筑 峯 学 園			1			1	
	計	70		62		20	31	10
福祉型障害児入所施設(盲ろうあ)	横 浜 訓 盲 院			2		1	1	
	計			2		1	1	
医療型障害児入所施設(肢体不自由)	とちぎリハセンターこども療育センター	30		20	66.7	8	8	3
	両 毛 整 肢 療 護 園							
	計	30		20		8	8	3
医療型障害児入所施設(重心身)	国 立 病 院 機 構 宇 都 宮 病 院	100		16	16.0	13	2	
	星 風 会 病 院 星 風 院	60		3	5.0	1	1	
	あ し か が の 森 足 利 病 院 (契 約・措 置)	160		18	11.3		6	
	あ し か が の 森 足 利 病 院 (短 期 入 所)	8						
	な す 療 育 園	50		11	22.0	4	2	4
	計	378		48		18	11	4
児童心理治療施設	那 須 こ ら い の 家 (入 所)	35	28	21	75.0	2	2	5
	那 須 こ ら い の 家 (通 所)	10	1					
	計	45		21		2	2	5
児童自立支援施設	栃 木 県 那 須 学 園	60	24	8	33.3	5	2	1
	き ぬ 川 学 院							
	武 蔵 野 学 院			1			1	
	計	60		9		5	3	1
里 親 委 託				122		47	38	37
ファミリー ホーム	は な の 家	6		5	83.3	4	1	
	こ こ ろ の 家	6		5	83.3	5		
	陽 だ ま り の 家	5		2	40.0		2	
	さ く ら ハ ウ ス			1				1
	計	17		13		9	3	1
自立援助木一ム	星 の 家	8	7	4	57.1	1	2	1
	マ ル コ の 家	6		5	83.3		4	1
	虹	6		5	83.3	4	1	
	し も つ け	6		6	100.0	4	1	1
	響	6		4	66.7	3	1	
	大 樹	6	4	2	50.0	1		1
	さ く ら の 家	6		6	100.0		6	
	に こ つ と	6		6	100.0	3		3
	I P P O	5		1	20.0	1		
	ふ ら つ と	6		5	83.3	1		4
	ク ロ 一 バ 一	6		2	33.3	1	1	
	計	67		46		19	16	11
児童自立生活援助事業所Ⅲ型				3		3		
合 計				750		316	270	135
								29

7 その他の業務

(1) 施設巡回相談

措置中の児童に関する相談、施設の現状把握、施設職員との意思疎通を目的として、各児童相談所ごとに、所長、児童福祉司、児童心理司、相談員等が施設を訪問した。

令和6(2024)年度は、中央児童相談所が21施設（うち、書面開催4施設）、県南児童相談所が23施設（うち、書面開催4施設）、県北児童相談所が16施設（うち、書面開催1施設）で巡回相談を行つた。

(2) 施設処遇援助事業

施設での児童処遇の向上を目的として、施設と児相とが共同して行う事業である。

令和6(2024)年度は、施設内性問題への対策を強化する内容とし、「性教育担当者養成研修」等を次のとおり実施した。

施設名	回数	月日	内 容	協力専門家	担当児相
合同研修	1回	8月8日 合同研修 (オンライン)	①発達障害・愛着・トラウマと子どもの問題行動への理解と対応 ②児童養護施設と学校との連携 ③学校における子どもの権利擁護を考える	①県北児童相談所虐待対応課長 岩井 幸祐 氏 ②栃木県養護施設等連絡協議会 会長 福田 雅章 氏 ③名古屋市立大学学院 准教授 谷口 由希子 氏	中央
性教育者養成研修	1回	3月7日 合同研修	①「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」～性的同意を巡って～ ②グループワーク（ピアグループSV）	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	中央 県南 県北
下野三楽園	1回	1月31日	発達障害のある児童への対応職員間の連携について	さいたま子どものこころクリニック 星野 崇啓 氏	中央
きずな	1回	9月5日	社会的養護のアフターケアについて～自立への一歩のために、ケアリーバーに気付かされたこと～	とちぎユースアフターケア事業協同組合 田村 隆 氏	中央
氏家養護園	1回	1月28日	組織的に取り組むTIC～『おおきなかぶ』運営を目指して～	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	中央
ネバーランド	1回	12月3日	根拠ある実践を記録する方法～F-SOAPIで実践過程を可視化し、遺漏・齟齬のない経過記録を！～	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 特任教授 小嶋 章吾 氏	中央
あかつき寮 ・ 泗水学園 ・ イースターヴィレッジ ・ アリストテレス	1回	3月21日	よりよいケアワークのためのアセスメントとプランニング	社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター 研修部長 中垣 真通 氏	県南
養徳園	1回	9月20日	ロバートソンフィルムの上映と解説	国際医療福祉大学クリニック 臨床心理士 小林 順子 氏	県北
明和園	1回	11月1日 (オンライン)	発達や情緒の課題がある児童への関わり	福岡教育大学大学院 教育学研究科 青木 康彦 氏	県北
桔梗寮	1回	11月5日 (オンライン)	こどもの背景と対応をチームで統べ～ピアグループスーパービジョン～	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	県北

(3) 関係機関との連携

児童福祉事業の実効を高めるためには、関係機関、団体、さらには地域資源との連携が必要である。そのため、保育、教育、警察、保健福祉、司法等様々な関係機関の会議等に積極的に参加するとともに、講師、コンサルタントとして技術的援助を行うなど、地域とのネットワークづくりに努めた。

また、福祉系大学等からの実習生や、施設見学者等を受け入れているが、令和6(2024)年度の実績については次のとおりである。

ア 社会福祉援助技術現場実習生等の受入れ

児童相談所においては、社会福祉事業従事者を養成する学校等からの依頼により、実習生を積極的に受け入れ、福祉人材育成に資することとしている。

児童相談所で受け入れている実習とは、主に福祉系大学等における臨床心理実習及び保育実習のことをさしている。

令和6(2024)年度は、各児相あわせて、5大学 55名の実習生を受け入れた。

受入機関	依頼機関（学校等）	人 数	期間
中央児童相談所	3大学	48名（男13名、女35名）	
県南児童相談所	1大学	4名（男1名、女3名）	
県北児童相談所	1大学	3名（男1名、女2名）	
計	5大学	55名（男15名、女40名）	おおむね5月～10月末までの期間において実施している。

イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ

児童相談所においては、業務各関係機関との相互理解の促進、虐待防止にかかる取組の啓発に資することを始め、広く一般に業務の理解を図る事を目的として、各関係機関・団体から施設見学・業務説明等の依頼を受け、対応している。

令和6(2024)年度は、司法修習生や内地留学教員、臨床医合わせて43名の見学研修者を受け入れた。

(4) 市町支援事業

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正により、平成17(2005)年4月1日から市町村が虐待通告の受理機関に加えられるとともに、児童に関する第一義的な相談支援機関として位置づけられたところである。このため、市町における児童相談業務への円滑な対応を期するべく、必要な援助を実施した。

令和6(2024)年度の実施状況は次のとおりである。

内容	回数		
	中央	県南	県北
1 要保護児童対策地域協議会に対する支援 (1) 代表者会議・実務者会議への参加 (2) 定例会・個別ケース検討会議への参加	45回 154回	29回 150回	95回 181回
2 研修会等の開催、講師の派遣 (1) 児童相談所が主催する担当者会議、研修会等の開催 (2) 市町が開催する研修会への講師・助言者の派遣	23回 1回	35回 2回	15回 9回
3 その他個別ケースに関する技術指導・助言指導	随時	随時	随時

(5) 協力体制整備事業

児童相談所が地域において児童虐待防止等に関する活動を行うため、主任児童委員等に対して専門研修を実施している。

担当児相	実施日	場 所	研修テーマ	講 師	参加者
中央	9月13日	パルティ男女共同参画センター	・児童虐待の早期発見、早期対応について ・こどもを犯罪被害者等から守るための連携・協働の推進について	中央児童相談所職員	関係者 126名
県南	2月27日	とちぎ岩下の新生姜ホール (栃木文化会館)	ヤングケアラー、ケアラーへの関わり・支援のあり方	那須塩原市社会福祉協議会相談支援包括化推進員 柴田 直也 氏	関係者 72名
県北	2月7日	栃木県庁那須庁舎	発達障害の基本的な理解と対応について	栃木県障害者総合相談所発達・高次脳機能障害支援課 技師 高見 円馨 氏	関係者 45名

(6) 虐待ホットライン整備事業

児童虐待は、子どもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として親の虐待によって尊い命が奪われるといった痛ましい事件も発生しており、早期発見・早期対応を図るための体制の充実が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、栃木県では、平成15(2003)年4月1日から「児童虐待緊急ダイヤル」を設置し、夜間・休日など児童相談所の閉庁時間において、365日児童虐待に関する緊急通告を受け付けている。

* 【時間帯別受信件数】

(単位：件)

区分 受信時間	無言・いたずら					虐待通告以外の相談				関係機関からの事務連絡					虐待通告					【その他】 一般市民から児相への取次 成人の相談（18歳以上） 他機関への照会				合計		
	管轄児相	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計
17:15～18:00				15	15	10	9	5		24	3	2			5	7	4	1		12					56	
18:00～19:00				17	17	21	16	7		44	11	5	2		18	8	11	5		24					103	
19:00～20:00				20	20	27	15	9		51	12	4	5		21	15	8	2	1	26					118	
20:00～21:00				12	12	21	9	7		37	9	1	2		12	10	7	1	1	19					80	
21:00～22:00				15	15	23	10	10		43	8	4	2		14	6	7	10		23					95	
22:00～23:00				4	4	22	6	1	4	33	11	4	1		16	5	1	1		7					60	
23:00～24:00				7	7	17	3	1	1	22	6	2	1		9	6	2	1		9					47	
0:00～1:00				3	3	3	4		2	9	2		1		3	4	1	1		6					21	
1:00～2:00				8	8	6	3	2	1	12	3	3	1		7	2	3			5					32	
2:00～3:00						3	2		1	6	4	2			6	2		1		3					15	
3:00～4:00		1	1	2		1		1		2	1	1			2	1	1			2					8	
4:00～5:00				2	2				1	1																3
5:00～6:00				5	5		1			1	3				3	4				4					13	
6:00～7:00				9	9	5	3			8	2	1	1		4		2			2					23	
7:00～8:30				17	17	14	11	5	1	31		3			3	9	5	3	1	18					69	
8:30～9:00				1	1	4	2			6	8				8		3	1		4					19	
9:00～10:00				6	6	4	7	3		14	4	3	1		8	3	3	2		8					36	
10:00～11:00				12	12	2	4			6	4	1	1		6	3	3	1		7					31	
11:00～12:00				14	14	7	2	1		10	8	1			9	7	1			8					41	
12:00～13:00				8	8	7	5	3	1	16	2	2	2		6	4		1		5					35	
13:00～14:00				9	9	6	5	5		16	4	2			6	3	2			5					36	
14:00～15:00				5	5	6		4		10	3		1		4	1	3	2		6					25	
15:00～16:00				11	11	6	3	2		11	5	1	1		7	2	5			7					36	
16:00～17:15				15	15	8	5	2		15	4	1			5	6	4	3		13					48	
合計		1	216	217	223	125	68	12	428	117	43	22		182	108	76	36	3	223					1,050		

第3章 一時保護業務の実施状況

1 一時保護

(1) 年度別一時保護所入所児童数

令和6(2024)年度の一時保護状況については、一時保護実人員は昨年度から約3.3%増加した。また、一日当たり平均保護人員は定員の約78.0%だった。一方で、一人当たりの平均保護日数については、昨年度と比較し約2.2%の減少となっている。なお、一時保護延人員は4年連続で増加しており、昨年度から約1.1%増加している。

一時保護児童数年度別比較

年 度 区 分	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)
一 時 保 護 実 人 員	219人(108)	187人(98)	169人(80)	153人(73)	158人(87)
一 時 保 護 延 人 員	6,431人・日	6,698人・日	6,964人・日	7,032人・日	7,109人・日
一 日 平 均 保 護 人 員	17.6人	18.4人	19.1人	19.1人	19.5人
1 人 当 た り 平 均 保 護 日 数	29.4日	35.8日	41.2日	46.0日	45.0日

(注) () 内数字は女児数

(2) 月別一時保護所入所児童数

月 別 区 分	当月入所実人員(人)			延人員 (人・日)	一日平均 保護人員 (人)
	男	女	計		
4	15(7)	15(8)	30(15)	547	18.2
5	6	5	11	579	18.7
6	6	6	12	571	19.0
7	6	7	13	508	16.4
8	6	8	14	635	20.5
9	5	11	16	640	21.3
10	1	4	5	687	22.2
11	6	6	12	624	20.8
12	4	6	10	591	19.1
1	5	8	13	601	19.4
2	5	4	9	551	19.7
3	6	7	13	575	18.5
合 計	71	87	158	7,109	19.5

(注) 当月入所実人員の4月()内は、前年度からの継続入所分を内数として記載

(3) 児童相談所別一時保護所入所児童数

児童相談所別一時保護児童数は、一時保護実人員で中央児童相談所が91人（前年73人）、県南児童相談所が42人（前年度52人）、県北児童相談所が25人（前年度28人）となっている。

区分 児相別	一時保護実人員（人）			一時保護延人員（人・日）		
	男	女	計	男	女	計
中央児童相談所	38	53	91	1,319	2,257	3,576
県南児童相談所	22	20	42	1,288	1,123	2,411
県北児童相談所	11	14	25	719	403	1,122
合 計	71	87	158	3,326	3,783	7,109
構成比（%）	44.9	55.1	100.0	46.8	53.2	100.0

(4) 一時保護専用施設入退所状況

令和2(2020)年4月から、児童養護施設 きずな内（定員6名）に、令和5(2023)年4月から児童養護施設 養徳園内（定員4名）に、それぞれ「一時保護専用施設」が開設された。一時保護所同様、児童相談所から一時保護児を預かっているが、近隣の市町から保護した学齢児を原籍校に登校支援するなど、柔軟な支援を行っている。（委託一時保護人数の再掲）

ア きずな

区分 児相別	保護人数		退所先			
	一時保護 実人員 (人)	一時保護 延人員 (人・日)	児童福祉 施設	里親	帰宅	その他 (保護先の変 更や次年度継 続保護等)
中央児童相談所	34	1,197	8	3	19	4
県南児童相談所	6	371	1		3	2
県北児童相談所	8	293			5	3
合 計	48	1,861	9	3	27	9

イ 養徳園

区分 児相別	保護人数		退所先			
	一時保護 実人員 (人)	一時保護 延人員 (人・日)	児童福祉 施設	里親	帰宅	その他 (保護先の変 更や次年度繼 続保護等)
中央児童相談所	5	350	2	0	1	2
県南児童相談所	0	0	0	0	0	0
県北児童相談所	14	966	3	1	8	2
合 計	19	1,316	5	1	9	4

(5) 一時保護所入所状況(年度別・相談種別)

ア 養護

(単位：人)

年齢別 年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)	34	61	32	24	151
令3 (2021)	26	44	30	39	139
令4 (2022)	25	41	32	14	112
令5 (2023)	16	45	31	18	110
令6 (2024)	23	45	29	19	116

イ 養護のうち主訴が虐待であったもの（再掲）

(単位：人)

年齢別 年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)	20	46	24	15	105
令3 (2021)	16	32	20	32	100
令4 (2022)	17	30	26	10	83
令5 (2023)	12	36	25	14	87
令6 (2024)	20	37	23	12	92

ウ 非行

(単位：人)

年齢別 年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)		1	20	15	36
令3 (2021)		1	12	13	26
令4 (2022)		2	18	15	35
令5 (2023)			16	12	28
令6 (2024)			7	4	11

エ 育成

(単位：人)

年齢別 年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)		5	20	7	32
令3 (2021)		6	7	9	22
令4 (2022)		8	8	6	22
令5 (2023)		1	11	3	15
令6 (2024)		2	12	2	16

(6) 一時保護所退所状況(年度別・相談種別)

(単位：人)

		児童 養護施設	児童自立 支援施設	帰 宅	里親委託	その 他	翌 年 度 継続保護	計
令 2 (2020)	養 護	19		17	2	3	5	46
	虐 待	37	2	57	2	1	6	105
	障 害							
	非 行	6	5	19		4	2	36
	育 成	8	9	9	1	4	1	32
	そ の 他							
計		70	16	102	5	12	14	219
令 3 (2021)	養 護	15	1	17	3	1	2	39
	虐 待	28	1	57	3	3	8	100
	障 害							
	非 行	3	2	15		2	4	26
	育 成	3	2	11	1	1	4	22
	そ の 他							
計		49	6	100	7	7	18	187
令 4 (2022)	養 護	12	2	8	1	0	6	29
	虐 待	22	3	46	4	3	5	83
	障 害							
	非 行	4	8	13	4	3	3	35
	育 成	4	6	9	0	1	2	22
	そ の 他							
計		42	19	76	9	7	16	169
令 5 (2023)	養 護	11	0	10	1	0	1	23
	虐 待	21	5	46	4	0	11	87
	障 害							
	非 行	2	5	14	1	4	2	28
	育 成	2	3	9	0	0	1	15
	そ の 他							
計		36	13	79	6	4	15	153
令 6 (2024)	養 護	5	5	11		1	3	25
	虐 待	37		46	8	1	11	103
	障 害							
	非 行	1	2	7		1	2	13
	育 成	5	5	6		1		17
	そ の 他							
計		48	12	70	8	4	16	158

2 委託一時保護

児童を一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、当該児童を医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者に一時保護を委託している。

(栃木県総計)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護（虐待）		133	53				11		1	22	84	304	12,272	54
養護（その他）		66	11				6			29	45	157	4,660	11
障害							1					1	13	1
非行		12								2	13	27	683	
育成		3									6	9	276	2
その他														
計		214	64				18	1	53	148	498	17,904	68	
延日数		7,651	3,648				1,523	6	1,387	3,689	17,904			

(中央児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護（虐待）		74	29				7			18	45	173	7,192	38
養護（その他）		34	5				3			17	22	81	2,373	4
障害														
非行		9								1	8	18	453	
育成		1										1	19	
その他														
計		118	34				10			36	75	273	10,037	42
延日数		4,521	2,094				494			870	2,058	10,037		

(県南児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護（虐待）		33	18				4			2	25	82	3,522	10
養護（その他）		16	2							2	11	31	436	1
障害							1					1	13	1
非行		3								1	5	9	230	
育成		2									2	4	60	
その他														
計		54	20				5			5	43	127	4,261	12
延日数		1,271	1,157				830			83	920	4,261		

(県北児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護（虐待）		26	6						1	2	14	49	1,558	6
養護（その他）		16	4				3			10	12	45	1,851	6
障害														
非行														
育成											4	4	197	2
その他														
計		42	10				3	1	12	30	98	3,606	14	
延日数		1,859	397				199	6	434	711	3,606			